

令和8年度
中津市総合事業等説明会

令和8年4月28日(火)よりWEB配信
中津市 健康福祉部 介護長寿課 介護予防係

☎0979-62-9805

介護保険法（一部抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に充分配慮して行わなければならない。
- 3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

（国民の努力及び義務）

- 第4条** 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。
- 2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

目 次

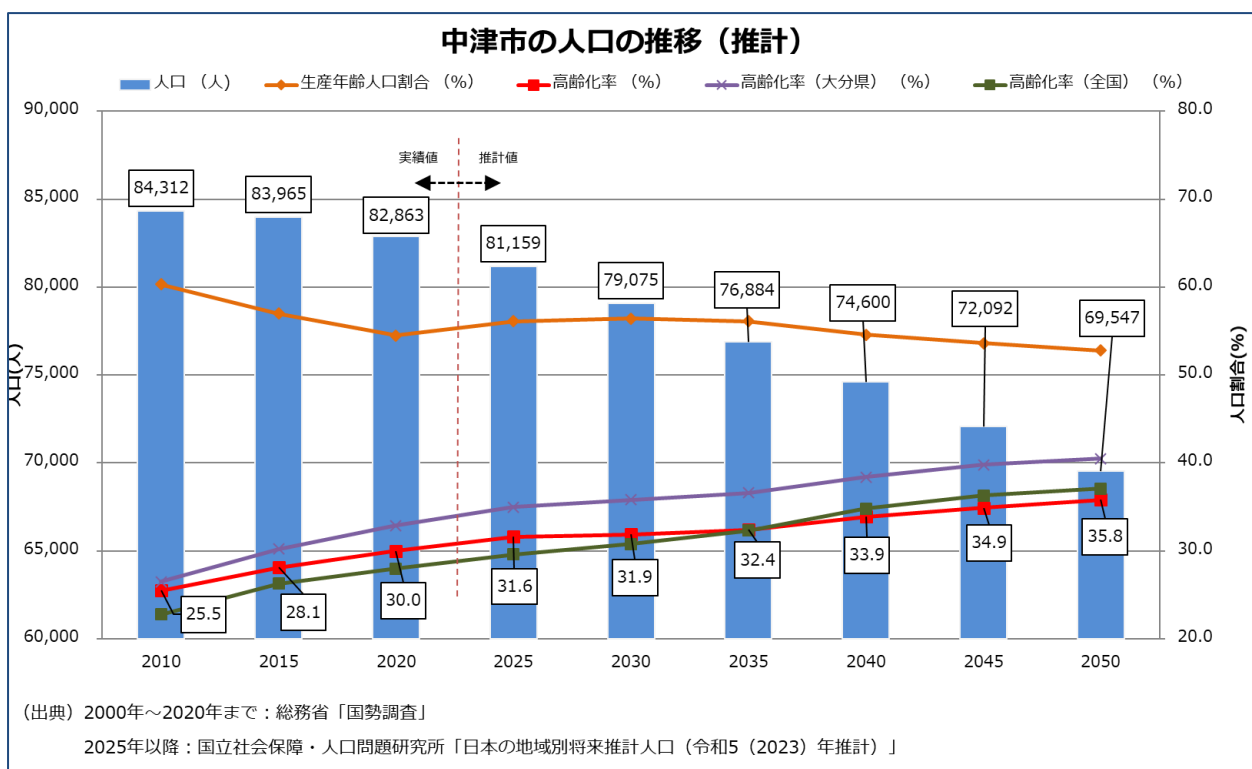
(行政報告)

1. 中津市の現状と課題について	1P
2. 総合事業の実績について	5P
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の利用について	6P
4. 処遇改善加算の改定について	7P
5. 指定に関する注意事項について	8P
6. 指定内容変更・更新申請について	11P
7. 区分変更(認定)申請時等の取り扱いの注意点について	14P
8. 介護事業所のサービス提供中の事故について	18P
9. その他 情報提供	19P
10. リハビリテーション専門職(リハ職)等派遣事業	20P
11. 短期集中型サービスCにおける介護予防ケアマネジメント について	23P
12. 短期集中型サービス事業について	25P
13. C型ケア会議について	31P
14. 中央地域ケア会議について	33P
15. 要支援1・2および事業対象者の6ヶ月後評価	34P
16. 介護予防ケアマネジメントの委託についての注意事項	38P
17. 「食」の自立支援事業	39P
18. 中津市シニアサポーターについて	44P
19. 社会資源の最新情報	45P

中津市の現状と課題について

(1) 中津市の人口推移

中津市の人口推移(推計)については、年齢別にみると年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15歳~64歳)は減少にありますが、第1号保険者に当たる65以上が増加傾向が続き、2025年あたりでピークを迎え、その後緩やかに減少すると予想されています。ただし、65歳以上74歳までの高齢者数は減少に転じますが、75歳以上の高齢者は、2035年あたりまで増加すると推計されており、医療や介護のリスクは非常に高まっていくと考えられます。



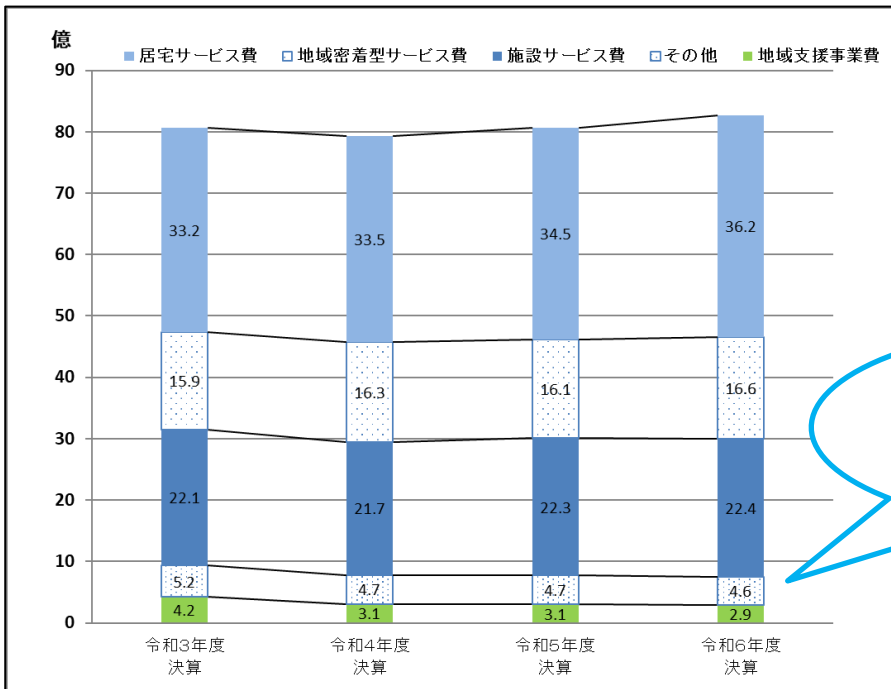
	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
人口(人)	84,312	83,965	82,863	81,159	79,075	76,884	74,600	72,092	69,547
15歳未満(人)	11,841	11,579	10,962	10,037	9,211	8,806	8,593	8,335	7,959
15歳~40歳未満(人)	22,805	21,202	19,722	19,738	19,104	18,492	17,338	16,455	15,444
40歳~65歳未満(人)	28,077	26,669	25,478	25,775	25,511	24,659	23,388	22,160	21,262
65歳~75歳未満(人)	10,071	11,579	11,999	10,929	9,724	9,285	10,240	10,569	9,875
75歳以上(人)	11,400	11,993	12,829	14,680	15,525	15,642	15,041	14,573	15,007
生産年齢人口(人)	50,882	47,871	45,200	45,513	44,615	43,151	40,726	38,615	36,706
高齢者人口(人)	21,471	23,572	24,828	25,609	25,249	24,927	25,281	25,142	24,882
生産年齢人口割合(%)	60.3	57.0	54.5	56.1	56.4	56.1	54.6	53.6	52.8
高齢化率(%)	25.5	28.1	30.0	31.6	31.9	32.4	33.9	34.9	35.8
高齢化率(大分県)(%)	26.5	30.2	32.9	35.0	35.8	36.6	38.4	39.8	40.5
高齢化率(全国)(%)	22.8	26.3	28.0	29.6	30.8	32.3	34.8	36.3	37.1

(出典) 2000年~2020年まで: 総務省「国勢調査」

2025年以降: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

(2) 介護給付費の推移について

令和6年度の介護給付費は、82億。居宅サービス費が伸びているのに対して、介護予防に関わる地域支援事業費（総合事業など）は減少している。



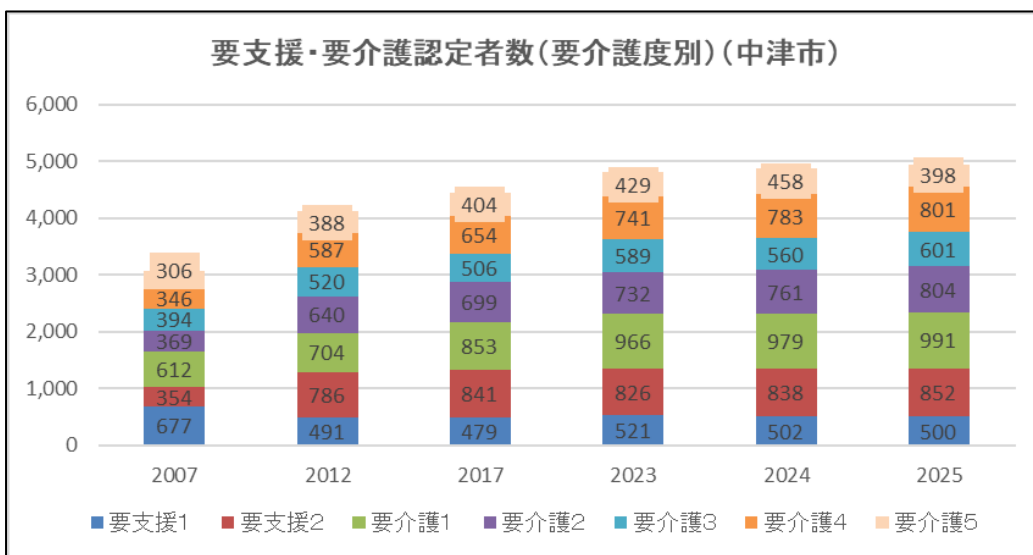
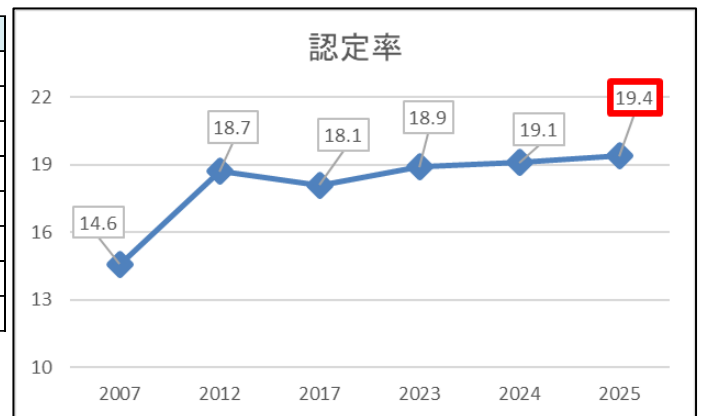
介護予防を推進させなければ、
介護給付費は下げられない!



(3) 要介護（要支援）認定者数

75歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護認定者数も増加している。近年は増加率が高い。

	2007	2012	2017	2023	2024	2025
要支援1	677	491	479	521	502	500
要支援2	354	786	841	826	838	852
要介護1	612	704	853	966	979	991
要介護2	369	640	699	732	761	804
要介護3	394	520	506	589	560	601
要介護4	346	587	654	741	783	801
要介護5	306	388	404	429	458	398
認定率	14.6	18.7	18.1	18.9	19.1	19.4

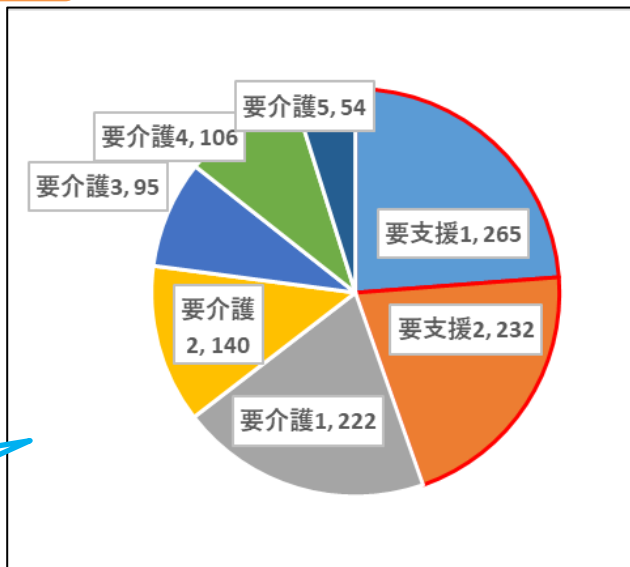


(4) 要介護の原因疾患

R6年度に新規に要介護認定を受けた1,114人の主治医意見書、認定調査票にて、要支援・要介護になった原因疾患を調査。(保険年金課高齢者医療係調べ)

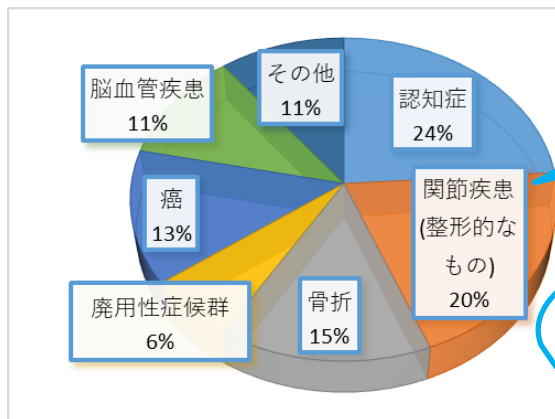
R6 要支援・要介護認定の新規認定者 1,114人

	人数	割合
要支援 1	265	23.8%
要支援 2	232	20.8%
要介護 1	222	19.9%
要介護 2	140	12.6%
要介護 3	95	8.5%
要介護 4	106	9.5%
要介護 5	54	4.9%



要支援1・2で認定者の
44.6%を占める

新規認定者 1,114 人の要介護認定原因疾患



関節疾患・骨折・廃用性症候群で
41%を占める

**C型サービス対象者
になるのでは!?**

要支援1.2の人の原因疾患について
は、関節疾患 29%、骨折 14%、
廃用性 4%となる

(5) 要支援1・2の人のサービス利用状況(福祉用具のみ)について

R7 年度中に6カ月後の評価が終了している者 261 人の内訳 (R7.8 月以降の市への提出分)

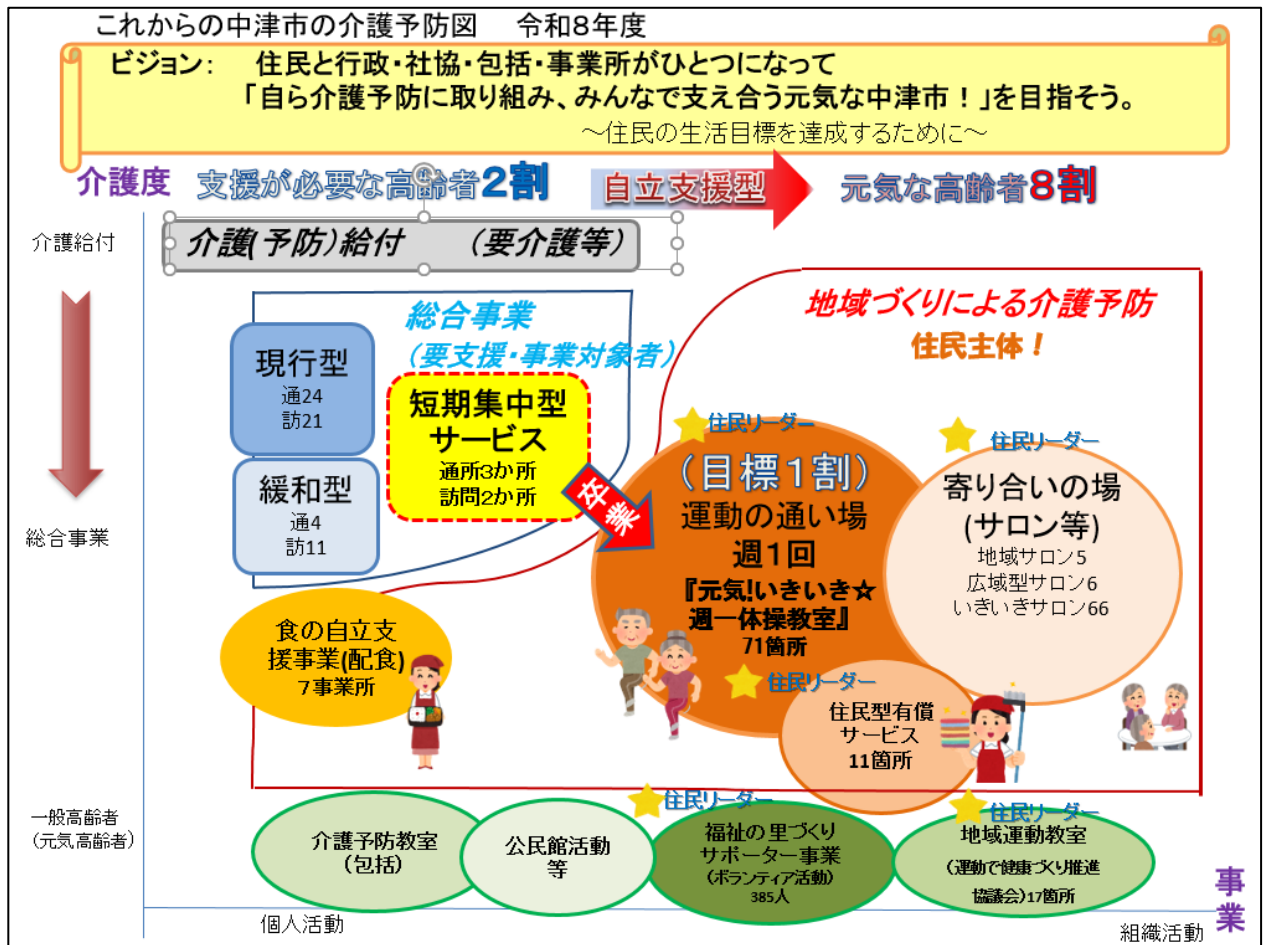
単独サービス 利用内訳	事業対象者	要支援1	要支援2	合計
デイサービス	11	9	9	29
デイケア	0	21	13	34
訪問介護	5	14	8	27
C型	14	5	0	19
福祉用具	0	27	33	60
訪問看護	0	3	1	4
訪問リハ	0	2	1	3

福祉用具しか使用して
いない人が 23%いる。

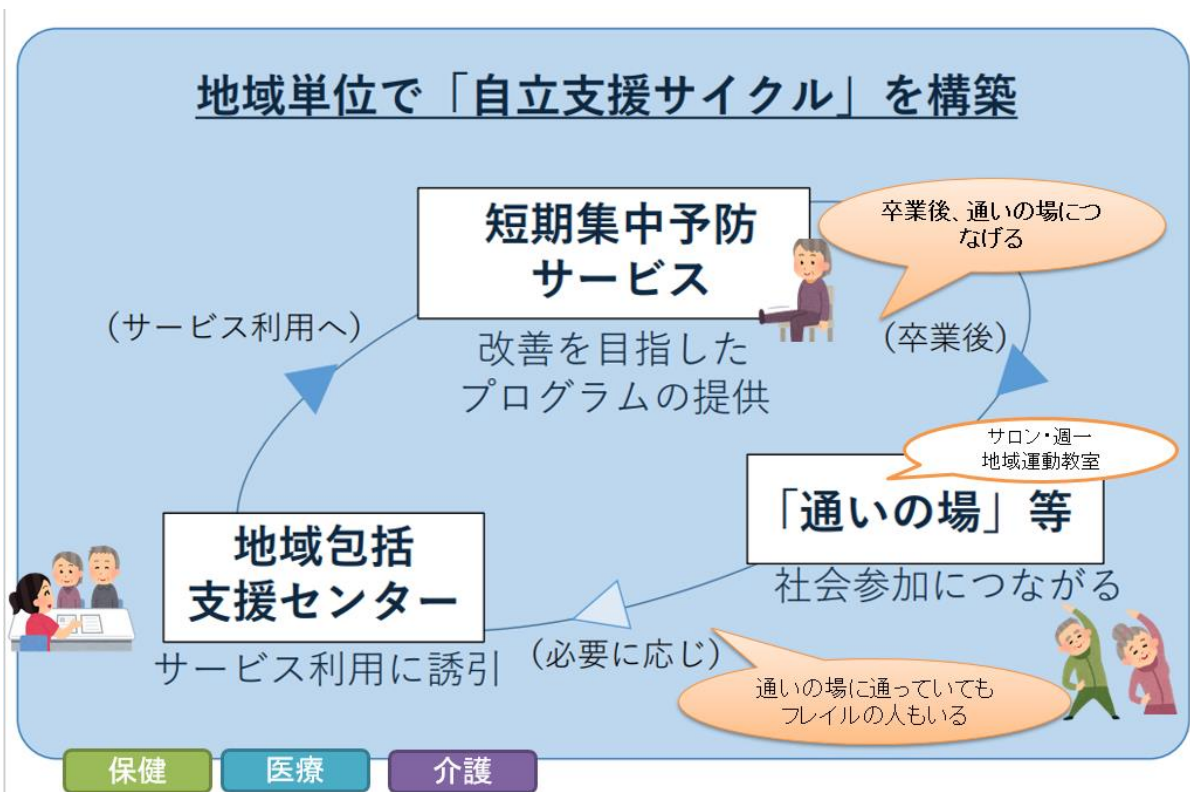
**C型サービス対象者に
なるのでは!?**

(6) これからの中津市の介護予防図

要介護認定率より2割近い高齢者に支援が必要な状態になっていますので、自立支援型のプラン・サービスの推進と、地域づくりによる介護予防の拡大により、要介護認定率の低下を目指します。



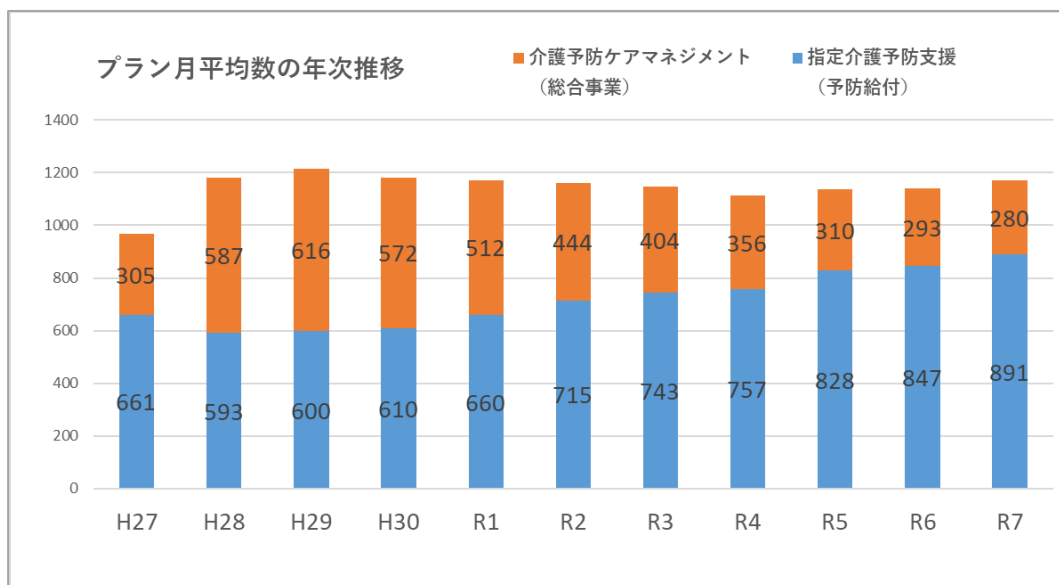
保健・医療・介護それぞれの分野で対象者の拾い上げを行い、下記のように自立支援サイクルを構築する



総合事業の実績について

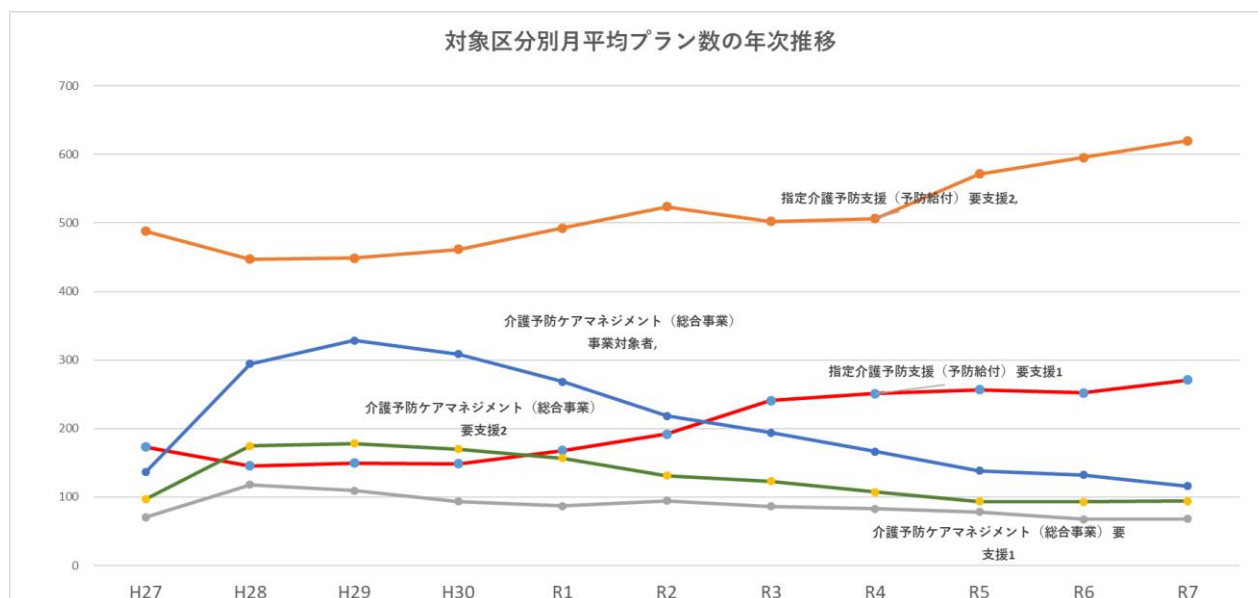
(1) プラン月平均の年次推移

平成 27 年度から始まった総合事業のプラン「介護予防ケアマネジメント」は平成 29 年度を頂点に毎年減少しており、逆に指定介護予防支援は年々増加しています。



(2) 対象区別月平均プラン数の年次推移

指定介護予防支援の要支援 1・要支援2は増加傾向にあり、介護予防ケアマネジメントの事業対象者は減少傾向です。



対象区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
要支援1	173	146	149	149	168	192	241	251	257	252	271
要支援2	488	447	449	462	492	523	502	506	572	596	620
事業対象者	137	294	328	308	268	219	194	166	138	132	116
要支援1	71	118	110	94	87	94	87	83	78	68	68
要支援2	97	175	178	170	157	131	123	107	94	93	94

* (1) (2)ともに R6のみ、11 か月分(4月~2月)の平均実績。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用について

事業対象者のサービス利用回数については、**原則、要支援 1 と同様**です。上限回数を超えてサービスを利用したい場合は、市へ「利用回数増回理由書(※)」を提出してください。市が必要と認めれば利用が可能になります。家族・本人の希望だけでは認められません。

(※増回理由書と一緒に、基本情報・生活機能評価・ケアプランをご提出ください。)

●訪問

	訪問型サービス A (緩和型・A3)	訪問介護事業 (現行相当・A2)
事業対象者	原則週 2 回まで	週 1～2 回
要支援 1	原則週 2 回まで	週 1～2 回
要支援 2	原則週 2 回まで	週 1～3 回

●通所

	通所型サービス A (緩和型・A7)	通所介護事業 (現行相当・A6)
事業対象者	原則週 1 回まで	週 1 回
要支援 1	原則週 1 回まで	週 1 回
要支援 2	原則週 1 回まで	週 2 回

※限度額を超える場合

事業対象者が限度額を超えてサービスを利用する場合(事業対象者=要支援 1 の限度額を超える場合)、中央地域ケア会議にてその必要性を判断します。許可が出れば、要支援 2 の支給限度額まで利用可能になります。

●出来高報酬について

基本的には月額包括報酬としていますが、市が必要と認める場合に限り、1 回あたり(出来高報酬)での算定が可能になります。

【市が出来高報酬が必要だと認める場合】

- ①単に本人・家族の意向や、サービス提供事業所の判断ではなく、介護予防に効果的であると認められる場合。
- ②事業所の人員不足等で十分なサービスを提供できず、複数の事業所を利用する場合。
- ③複数の事業所の利用が必要だと認められる場合。

※複数の事業所を利用する場合は市へ事前にご連絡をお願いします。市がその必要性を認め、複数の事業所を使用する際には、ケアプランに理由を記載してください。なお、月額上限を超える場合は複数事業者の利用は不可とします。

- ④従前相当サービス以外のサービスとの組み合わせが必要な場合。
- ⑤入院等の理由により、サービス利用回数が本来の利用可能な回数の概ね 3 分の 1 を下回る場合。

処遇改善加算の改定について

令和8年度の改定では、多職種との賃金格差解消を目指す「期中改定」です。対象を介護従事者全般へ拡大し、新たに居宅介護支援介護予防支援、訪問看護等でも算定が可能となりました。生産性向上等の取組に応じた上乘せ区分も新設されます。

以下の表は、厚生労働省より令和8年3月13日に発出された「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の掲示について（令和8年度分）」を参考に作成したものになります。詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

《令和8年4月及び5月》

サービス類型別加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
第一号訪問介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
第一号通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%

《令和8年6月以降》

サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ	III	IV
第一号訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
第一号通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
介護予防支援	2.1%					
介護予防ケアマネジメント						

厚生労働省 HP

【令和8年度介護報酬改定について】

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html

QRコード:



サービスコードについて

令和8年度介護報酬改定に伴い、サービスコード表を一部変更する予定です。準備ができ次第、中津市HPへ掲載し、メールにてご連絡いたします。

指定に関する注意事項について

(1) 運営にあたっての留意事項

中津市要綱(人員・設備・運営)等は、介護予防・日常生活支援サービス事業者がその目的を達成するために必要な、最低限度の基準を定めたものであり、常にその運営の向上に努めなければなりません。

サービス種別ごとの中津市条例等で定められた人員基準は、最低限配置することとして義務付けられた人員基準であり、この基準を下回ることがないように注意する必要があります。勤務表などにより、勤務予定と勤務実績を管理し、必要な人員が確保されていることを毎月確認してください。また、各事業所において利用者に対する適切なサービス提供ができるよう、適正な人員配置に努めてください。

(2) 運営にあたっての自己点検時の要点

現在、介護予防・日常生活支援サービスにおいては、実地指導を行ってはおりません。しかし、適切でない運営がされているとの情報があれば、実地指導等も検討しておりますので日ごろから適切な運営に努めてください。

下記の表は、地域密着型サービス事業所に対する実地指導時の基本的な指摘事項等を中心に記載したものです。業務のマニュアル化やチェックリストで定期的に確認する等、自己点検に努めてください。

□注意事項
<p>◎運営規程、重要事項説明書、契約書等について</p> <ul style="list-style-type: none">・運営規程、重要事項説明書の従業者の職種、員数及び職務の内容は最新のものを掲載してください。また、利用料等についても実情と一致していない箇所があるため、整合性をとってください。※ 従業者の員数については「○人以上」という記載ができるようになりました。運営規程等を変更する場合は、市に変更届を提出してください。・代筆者がサインした場合は続柄を記載するようにしてください。・制度改正による料金や負担割合の変更があった場合、常に見直しを行ってください。・最新の運営規程、重要事項説明書を、事業所内の見やすい場所に掲示してください。(全てのページが見えるようにする必要はなく、製本した状態やデータでの掲示で可。)・契約書や同意書に日付の記入漏れ等の不備がありました。漏れが無いよう必ず確認をしてください。・感染症に関するBCPが新型コロナウイルス感染症のものになっていましたので、感染症としてのBCPを作成してください。
<p>◎変更届の提出について</p> <ul style="list-style-type: none">・指定に関する事項や運営規程・重要事項説明書に変更があったときは、必要書類を揃え、10日以内に変更届の提出が必要です。
<p>◎勤務体制の確保について</p> <ul style="list-style-type: none">・勤務表に常勤・非常勤の別、職種、兼務関係が記載されていませんでした。勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、必要事項を記載した勤務表としてください。・出勤簿等で出勤記録を残していませんでした。出勤日や従事時間、休暇、遅参早退等の状況が確認できるよう管理してください。
<p>◎研修について</p> <ul style="list-style-type: none">・職員の資質向上のため、事業所内研修や外部研修の機会を確保してください。

<ul style="list-style-type: none"> ・研修や職員会議は、記録や議事録を整備してください。 ・職員の出欠状況を記録してください。 ・内部研修と外部研修について、それぞれ分かりやすく区分けし、資料を保管してください。 ・欠席者へのフォロー（伝達・回覧）を確実に行ってください。
<p>◎秘密保持について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の退職後における「利用者及びその家族」の個人情報に関する秘密保持について、事業者と従業者間の雇用契約、就業規則、労働条件通知書、誓約書等で取り決めを行ってください。 ・契約時に、個人情報の取り扱いに関する同意書を必ず取るようにしてください。同意書には利用者の家族の同意欄も必要です。
<p>◎介護報酬改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定に伴う利用料金の変更に関する同意は、口頭で説明を行うだけでなく、利用者等との間で料金のトラブルが発生しないためにも、利用者またはその家族に説明を行うとともに、書面にて同意を得ることが適切です。
<p>◎加算の算定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算及び減算の算定要件について、基準や留意事項等に則り、加算要件等を適宜確認し、算定要件上で必要な項目について明確に記録してください。介護給付費の算定誤りの無いよう、確実に要件を満たしていることを確認し、請求してください。
<p>◎受給資格等の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証等を確認し、写しを保管してください。 ・税の修正申告などにより負担割合が変わる可能性もあるので、指定居宅介護支援事業所等との連携に努めてください。
<p>◎サービス提供記録について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付費請求の根拠となるため、サービスの提供日、提供時間、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等を、正確に具体的に記載してください。 ・サービス提供記録は、利用者からの申し出により情報を開示するサービス実施の証明であるのと同様に、職員間で利用者の状態の把握、共有するための重要なものであるため、記録はわかりやすく、簡潔に、丁寧に残してください。 ・介護日誌は日付順で整理するなど、後で見返すことができるようにしてください。 ・食事及びおやつについて、何を食べたのか、何食食べたのか等、記録を残すようにしてください。 ・各種記録は、誰が記載したのかを明確にしてください。 ・被保険者証の介護保険施設等の欄に施設名と入退去年月日を記入してください。 ・記入漏れや印漏れ、不適切なサービス提供が行われていないかどうか等、記録の内容を定期的に確認してください。
<p>◎利用料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その他の日常生活費」を徴収することはできますが、歯ブラシ等の物品は、個人で準備するか、事業所が提供した場合は実費分を徴収するべきであり、毎月定額を徴収することは適切ではありません。 ・日常生活費等を徴収する場合は、必ず書面による同意書に署名捺印をもらってください。
<p>◎介護サービス計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意について、代筆または代理で署名捺印する場合、次のように取り扱ってください。 利用者が書くことが困難な場合⇒代筆（利用者氏名・捺印+代筆者氏名・続柄・捺印） 利用者の意向が確認できない場合⇒代理（代理人氏名・続柄・捺印） ・暫定プランの場合、第1表の介護度・認定有効期間は未確定のため記入しないでください。 ・第1表の家族の意向欄は、前回と変化がなくてもコピーするのではなく毎回家族の言葉を聞き取り、記載してください。 ・計画書の同意をもらったときには、支援経過に記録してください。 ・介護サービス計画は、利用者・家族に対して説明・同意を得てからサービスを開始しなければなりません。やむを得ず、サービス開始後になる場合、事前に電話等で説明し、同意を得たことを支援経過等に記録してください。 ・アセスメントから導かれた課題に対し、居宅サービス計画に沿った当該サービス計画の個別目標を立て、その実施状況の把握・評価を行い、必要に応じて当該サービス計画を変更してください。

<ul style="list-style-type: none"> ・短期目標は6ヶ月、長期目標は1年を目安に作成してください。 ・短期目標は、モニタリング時に評価しやすいよう、なるべく具体的に設定してください。 ・目標の見直しは適宜行うようにしてください。 ・介護支援専門員が作成した居宅サービス計画と事業所の個別援助計画書との整合性を図ってください。また、個別援助計画書は介護支援専門員に交付してください（本来は、介護支援専門員が事業所に対して求めなければならない）。
<p>◎介護等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬は適正に管理し、誤薬等を防止するため、複数の職員でダブルチェックを行ってください。 ・身体拘束に関する指針を定め、施設長、管理者が内容を十分に認識しておく必要があります。また、身体拘束に関する委員会を適正に開催してください。
<p>◎非常災害対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網が古い情報のままになっていることがあるため、常に最新の情報に更新してください。 ・避難訓練は、地域住民等にも声掛けを行い、地域との連携に努めてください。
<p>◎衛生管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫内に賞味期限が切れた調味料が入っていることがありました。期限管理を徹底し、定期的に整理してください。 ・清潔保持による感染症の予防や快適な生活環境を維持できる体制を整えてください。 ・清潔保持の目的を明確にし、日常的に実施する清掃や特別に実施する清掃について作業計画を立て、作業手順書（清掃マニュアル）を作成し、清掃実施後は記録を残していく等の体制を整えてください。
<p>◎苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情マニュアルを作成し、事業所内で共有してください。 ・様式を作成し、書面で記録に残し、事業所内で情報共有ができる体制を整えてください。 ・意見箱の近くには用紙、筆記用具を設置し、利用者および家族等が意見を投函できるようにしてください。意見箱は、事務室から見えない場所に設置するなど、利用者や家族が書きやすい場所に設置してください。 ・苦情内容記録票の様式について、家族へ報告した内容を記録できるようにしてください。 ・苦情内容は、常勤・非常勤に関わらず、事業所内で情報共有出来る体制を整えてください。
<p>◎事故発生時の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故マニュアルを整備し、事故が発生した際の対応について職員間で情報共有してください。 ・事故報告書には家族へ報告した内容も記録してください。 ・補償等について家族と話をした場合、経過や結果を記録してください。 ・事故簿冊の管理方法は、人でファイリングするのではなく、事故簿冊を1冊として管理してください。 ・事故を未然に防ぐためにも、些細な事案でもヒヤリハット報告書を作成し、職員間で共有してください。同じような事故やヒヤリハットが多発している場合、原因分析を行い、再発防止策を講じてください。 ・事故報告の要件に該当する場合は、速やかに市に報告してください。
<p>◎その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸記録の保存期間は、中津市条例で5年間と定められています。 ・パンフレットのサービス利用料は、2割や3割負担の方についても、負担金額が異なる旨を一言記載するなどの対応を行ってください。 ・介護六法、介護報酬関連書籍等は、職員が常時閲覧できる環境にしてください。 ・人員（勤務表等）、設備（備品台帳等）、運営（業務日誌、ケースファイル等）に関する書類は、誰が見てもわかりやすいように、簿冊ごとにファイルに綴じて整理してください。 ・重複する書類等については、書類の簡略化や効率化を進め、事務負担軽減の図ってください。

指定内容変更・更新申請について

(1) 指定内容の変更

介護予防・日常生活支援の指定に係る内容に変更がある場合は、介護保険法施行規則第115条の45に基づき、市あてに「変更届出書(様式第2号)」の提出が必要です。また、指定の廃止・休止・再開をする場合も、事前に届出が必要です。

各種届出書の提出期限は以下のとおりです。

◎変更届出書の提出と期限

届出種別	提出期限
指定を受けた内容に変更が生じた場合※1	変更が生じた日から10日以内
休止していた事業所を再開する場合※2	
指定を廃止又は休止する場合 ※2	廃止又は休止する日の1月前

※1 加算の算定の有無にかかわらず、運営基準に定められた人員が欠如する場合や、事業所の移転等、変更事案に重要性がある場合は事前に市に連絡・相談を行ってください。判断に迷う場合も同様です。

※2 届出を提出する前に、必ず中津市に報告を行ってください。報告せずに届出様式を提出しても、受理いたしかねます。

(2) 加算の届出

加算の開始時期は以下のとおりです。加算算定開始月に間に合うよう、届出日に注意して変更届出書を提出してください。

届出日	加算算定開始月
毎月15日まで	翌月
毎月16日以降	翌々月

※届出内容や書類に不備があった場合は、算定開始月が遅れる場合がありますので注意してください。

※加算が算定されなくなる場合、当該事実が発生した日から算定はできません。

(3) 処遇改善加算について

令和8年度6月の介護報酬臨時改定により居宅介護支援事業所にも処遇改善加算が新設されます。

加算を算定する事業所については、厚労省より示された算定要件をよくご確認の上、加算の届出を提出して下さい。

様式等については厚労省より通知が発出されましたらホームページなどを更新していきますので、随時ご確認下さい。

【提出期限】

提出期限は以下のように予定しております。

- ・4月または5月から処遇改善加算を算定する場合（従前サービス）

提出期限：令和8年4月15日

- ・4月及び5月分は加算を算定しない場合（加算新設サービス等）

提出期限：令和8年6月15日

【提出方法】

原則、電子申請（Logo フォーム）で提出して下さい。

QRコード：



URL：<https://logoform.jp/form/GEJZ/312277>

(4) 指定更新

指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定の効力については、6年間の有効期間が設けられています。

このため、事業を継続するためには、6年ごとに指定の更新申請を行う必要があり、有効期間が満了しても更新を行わない場合は、指定の効力を失うことになります。

令和7年度新規指定を行った事業所

中津市内

事業所名	事業種別	住所
中津 利休	通所介護事業 通所型サービス A	大分県中津市大字上池永 911 番地 2

令和8年度中に指定更新が必要となる事業所

事業種別	事業所名	事業所指定の有効期間終了日 (市の申請時期の目安)
訪問介護事業	歩みの会企業組合	令和8年9月30日
訪問介護事業	ヘルパーステーション箭海荘	令和9年3月31日
訪問介護事業 訪問型サービス A	株式会社ケアリング中津支店	令和9年3月31日
通所型サービス A	介護予防サロン創生園	令和9年3月31日
通所介護事業	デイサービスひだまり	令和8年5月31日

中津市外・県外

事業種別	事業所名	事業所指定の有効期間終了日
訪問介護事業 訪問型サービス A	ヘルパーステーションわかば	令和9年3月31日

(5) 電子申請届出システムについて

令和 6 年 4 月 1 日に施行された介護保険法施行規則により、介護サービス事業者等が介護保険法に基づき行う指定等の申請や変更等の届出は、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出することされ、地方公共団体では、順次受付を開始しています。

また、令和 8 年度以降はすべての地方公共団体において電子申請・届出システムを通じた申請届出の受付が原則となります。以上を踏まえ、中津市においても、原則電子・申請届出システムでの受付を開始しています。

利用に関しては、まず G ビズ ID プライムの申請が必要になりますので、未取得の場合は早めに取得してください。

- ・電子申請・届出システムへのログインページ

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ・電子申請・届出システムの資料等掲載ページ(厚生労働省 HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

- ・G ビズ ID 取得サイト

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- ・登記情報提供サービスの利用申込

<https://www.l.touki.or.jp/gateway.html>

- ・電子申請・届出システムについて(中津市 HP)

<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2025081200055/>

・様式の変更

介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣の定める様式に統一化されることとなったことを踏まえ、各種申請書や変更届出書等の様式が変更となります。

中津市においても、4 月 1 日以降の提出書類に関しては、ホームページに掲載している標準様式を使用してください。

- ・様式掲載ページ(中津市ホームページ)

<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2015042800257/>

区分変更(認定)申請時等の取り扱いの注意点について

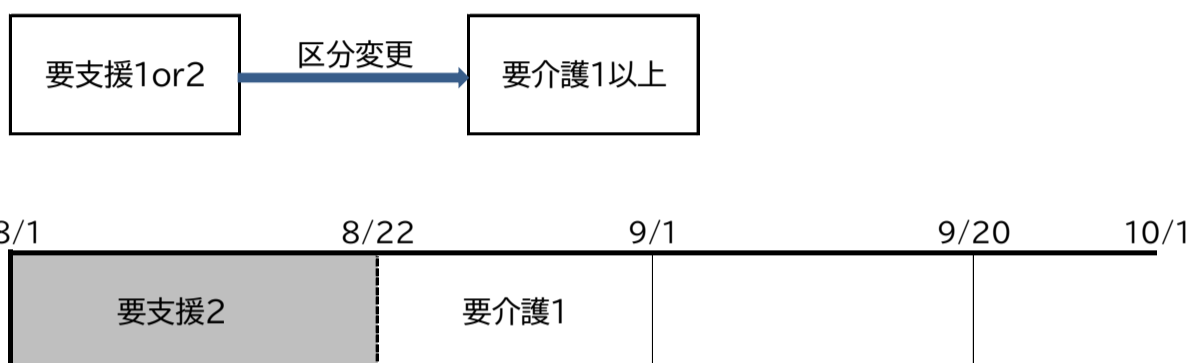
要支援認定者または事業対象者が要介護認定(要介護1以上)を受けた場合注意点や日割り請求をするときの取り扱いについて次のとおりとします。

1. プラン作成上の注意点

～事業対象者の介護認定申請または要支援認定者の区分変更の際の取扱い～

事業対象者となった日:5月23日
 要介護認定(区分変更)申請年月日:8月22日
 認定審査会:9月20日

(1) 要支援1または2の認定を持っている方が、区分変更申請を行い、要介護1以上となった場合



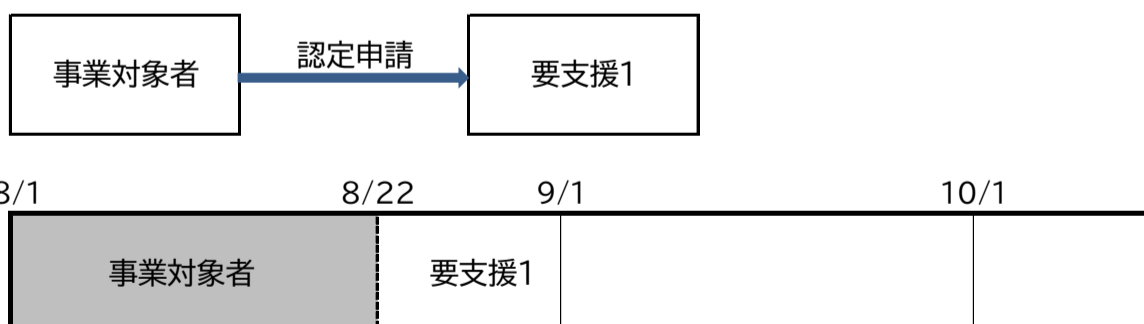
- ・区分変更申請前にサービス担当者会議を行い、暫定プランを作成。
- ・区分変更申請日にさかのぼって、8/22～要介護1で請求。
- ・介護給付サービスではないものを暫定プランに入れていた場合、自己負担となるので利用者または家族の了承をもらうこと。
 例. 通所型サービスAなど

<要点>

- ・要支援認定者が区変を行い要介護認定が出た場合、申請日にさかのぼって介護給付サービスの利用開始となるため、介護給付のプランを作成できるケアマネジャーの確保が暫定プラン作成の段階で必要となる
 (居宅サービス計画の提出は8月22日付)。

(2) 事業対象者の方が認定の申請を行い、要支援の認定が出た場合

事業対象者となった日:5月23日
 要介護認定(区分変更)申請年月日:8月22日
 認定審査会:9月20日



- ・認定申請前にサービス担当者会議を行い、暫定プランを作成。
- ・認定申請日にさかのぼって、8/22～要支援1で請求。

(3) 事業対象者の方が認定の申請を行った場合

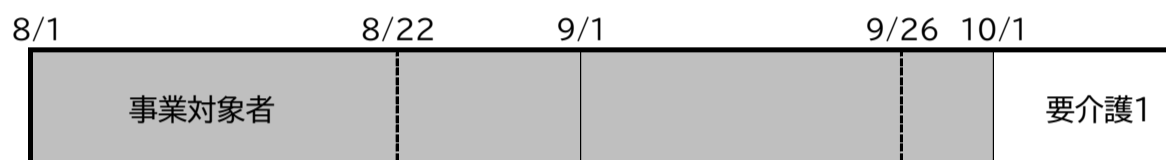


【原則】要介護認定申請日より介護給付サービス(要介護1相当)の暫定プランを取り扱う場合



- ・サービス担当者会議を開催し、8/22より介護給付サービス(要介護1相当)の暫定プランを作成。
- ・請求は8/21までを事業対象者、8/22より要介護1で日割請求を行う。
- ・審査会にて要支援認定がでた場合、限度額を超えた場合など自己負担が発生する可能性があることを了解いただく。

【例外】認定結果が出るまで事業対象者として取り扱う場合



- ・事業対象者として作成したプランにて継続して支援。
(プランに変更がない場合でも、申請前にサービス担当者会議を行い暫定プランの作成を行う。)
 - ・認定結果が出た後にサービス担当者会議(9月26日)を行い、居宅サービス計画作成依頼届出書(10月1日付)を提出。
- ※居宅サービス計画作成依頼届出書はサービス担当者会議の日以降で、サービス担当者会議からあまりかけはなれた日にならないよう注意する事。

<要点>

- ・原則として(1)のパターンにて請求を行ってください。
- ・(2)のパターンとなった場合には事前にご連絡ください。

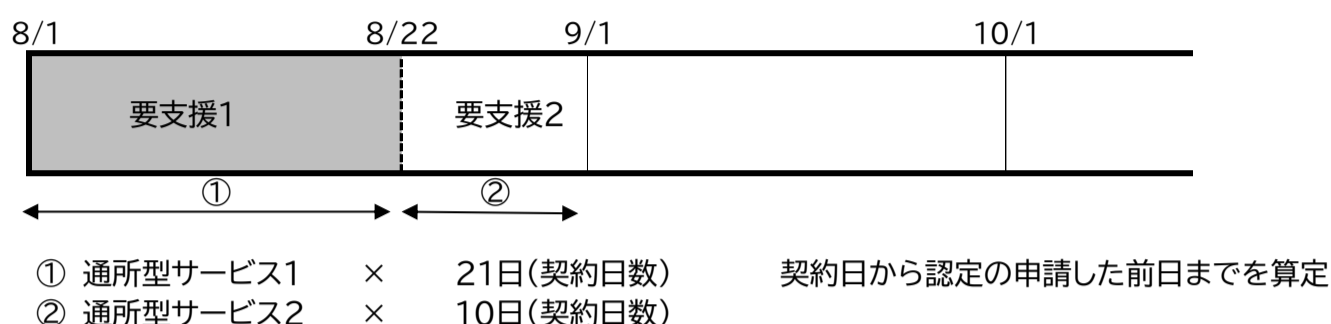
2. 請求の注意点

～区分変更(認定)申請等やその他日割り計算で請求を行う事例について～

区分変更(認定)申請年月日:8月22日

今回の説明においては通所介護としているが、訪問介護でも同様の取り扱いとする。

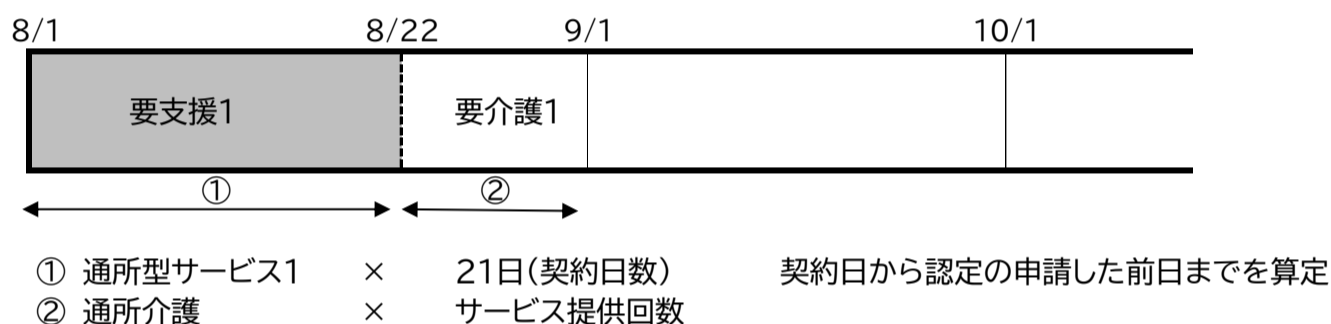
(1) 月の途中で区分変更申請を行い要支援1から要支援2になった場合



※「契約終了日」までの日割りとなるが引き続き月途中からの開始事由があるため、解除日の前日を終了日として日割りを行う。

※①もしくは②の期間でサービスの利用がない場合については、利用のない期間については日割りでの請求は行えない。

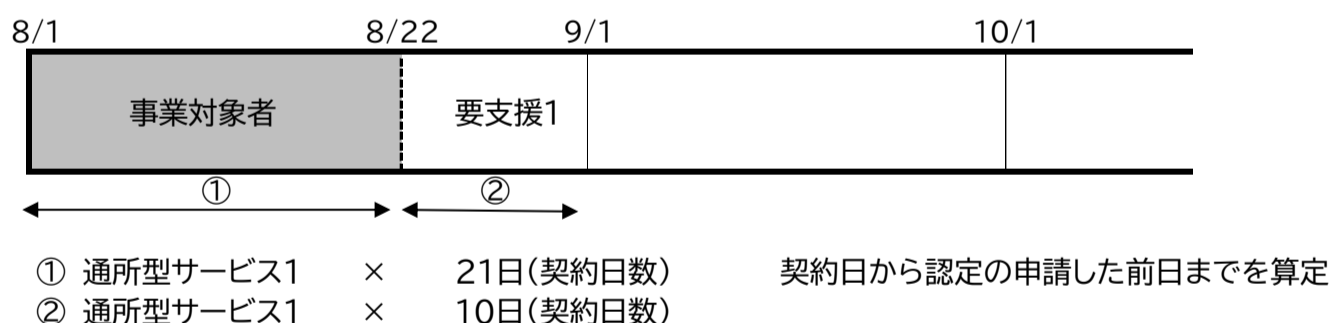
(2) 月の途中で区分変更を行い要支援1から要介護1に変更になった場合



※「契約終了日」までの日割りとなるが引き続き月途中からの開始事由があるため、解除日の前日を終了日として日割りを行う。

※①もしくは②の期間でサービスの利用がない場合については、利用のない期間については日割りでの請求は行えない。

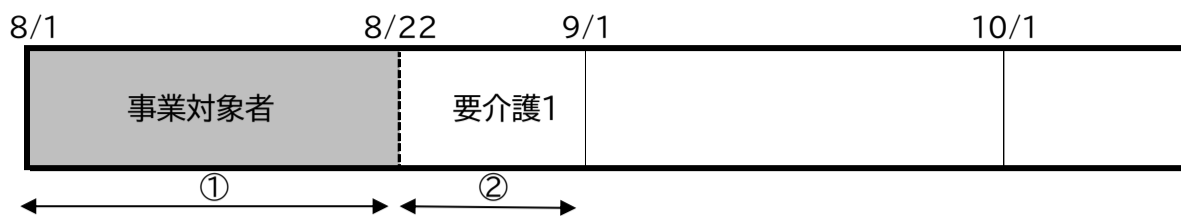
(3) 月の途中で認定申請を行い事業対象者から要支援1に変更になった場合



※「契約終了日」までの日割りとなるが引き続き月途中からの開始事由があるため、解除日の前日を終了日として日割りを行う。

※①もしくは②の期間でサービスの利用がない場合については、利用のない期間については日割りでの請求は行えない。

(4) 月の途中で認定申請を行い事業対象者から要介護1に変更になった場合



- ① 通所型サービス1 × 21日(契約日数) 契約日から認定の申請した前日までを算定
- ② 通所介護 × サービス提供回数

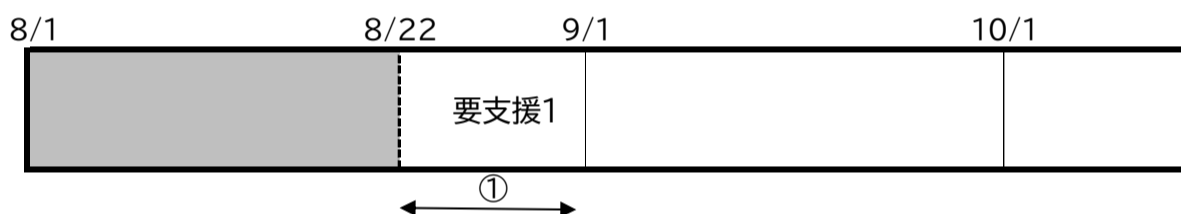
※日割りのない加算については月末の介護度に応じて算定を行う。日割りのない総合事業のみの加算については算定可。
 ※「契約終了日」までの日割りとなるが引き続き月途中からの開始事由があるため、解除日の前日を終了日として日割りを行う。
 ※①もしくは②の期間でサービスの利用がない場合については、利用のない期間については日割りでの請求は行えない。



※要介護でのサービスが始まるまでは事業対象者として請求が可能のため、月初めでの介護給付の開始であれば①の期間は包括報酬で請求が可能。

(5) 月の途中で利用者と契約しサービスの提供を開始した場合

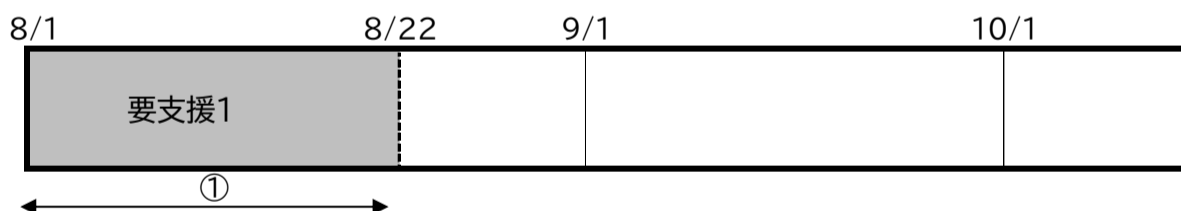
契約日:8月22日



- ① 通所型サービス1 × 10日(契約日数)

(6) 月の途中で利用者と契約解除となり、サービスの提供を終了する場合

契約解除日:8月22日

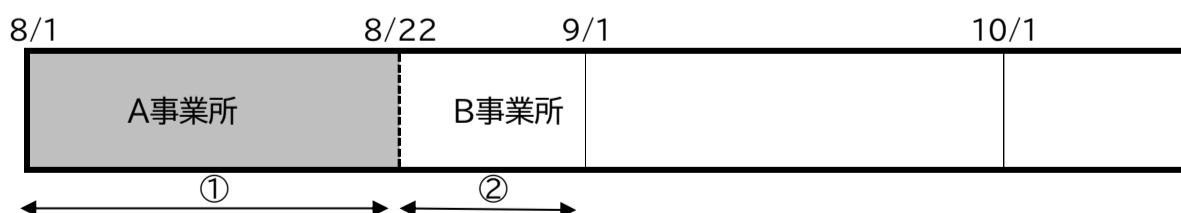


- ① 通所型サービス1 × 22日(契約日数)

※利用者の死亡については原則、死亡日=契約解除日として取り扱う。
 ※利用者が入院した際に契約解除とするか継続するかについては利用者と相談して決めてください。
 契約を継続する場合は入院期間を含めての請求が可能です。

(7) 月の途中で利用者の転居などがありサービス提供事業の変更があった場合

転居日:8月22日



- ① 通所型サービス1 × 21日(契約日数) 契約日から転居日の前日までを算定
- ② 通所型サービス1 × 10日(契約日数)

※「契約終了日」までの日割りとなるが引き続き月途中からの開始事由があるため、解除日の前日を終了日として日割りを行う。
 ※ただし、他市へ転出の場合はそれぞれの事業所で包括報酬での請求が可能です。

介護事業所のサービス提供中の事故について

(1) 事故の報告様式と提出期限

中津市では、【介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領】及び【事故発生時の報告に関する基準】を定め、事故が発生した場合における中津市への報告の手順は、まずは第一報を【**事故発生連絡票**】（以下、連絡票と表示）により速やかに提出し、その後【**事故報告書**】（以下、報告書と表示）を提出することになっています。

提出期限の目安については、【連絡票】を事故発生日より1週間まで、第1回目の【報告書】は本人の身体等の状態が落ち着いたタイミングで、第2回目以降の【報告書】は本人の状態が変わった場合に遅滞なく提出としています。

報告の不備（連絡の遅れ・連絡票及び報告書の未提出・連絡票と報告書の同時提出など）が無いように、適切な事故報告を心掛けてください。また、電話にて速やかに第一報を報告した場合でも、連絡票は1週間以内を目安に提出してください。

(2) 事故の再発防止に向けた取組み

事故の再発を防ぐために、各事業所では防止対策を検討していると思いますが、抽象的なものではなく、より具体的な手段とすることが必要です。報告書にも事業所にて検討された具体的な内容を記入してください。また、同じ事業所内で同じ事故が発生してしまうという事もあるため、職員間の周知徹底を図ることが必要です。

【例】

「細心の注意を払う」

⇒ どのような場面でどのように対応するのかを防止対策とすること。

「研修を実施する」

⇒ いつまでに、どのような内容で、誰を対象に行うのかを防止対策とすること。

また、検討した防止対策が本当に実現可能な内容なのかよく考えることも必要です。

【例】

「常に見守りを徹底する」

⇒ 本当に常に見守りを実施出来るのかどうか、疑問が残る。

上記の内容を注意するとともに、ケア計画、リハビリ計画、介護・看護技術、施設などの設備や介護環境など多方面の視点から、事故防止策を検討されるようお願いいたします。

(4) 事故報告様式（中津市ホームページ）

事故報告様式については、下記ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2014081300056/>

その他 情報提供

(1) 介護保険最新情報(大分県高齢者福祉課ホームページ)

厚生労働省から通知された「介護保険最新情報」がホームページで閲覧できます。

<https://www.pref.oita.jp/site/144/list10357-23292.html>

(2) OITAかいごだより(大分県高齢者福祉課ホームページ)

大分県高齢者福祉課が、事業所・施設向けに「OITAかいごだより」を随時更新しています。

<https://www.pref.oita.jp/site/144/oitakaigodayori.html>

リハビリテーション専門職(リハ職)等派遣事業

【 目的 】 地域における介護予防の取組を機能強化するために、ケアプラン作成者や介護事業所(訪問・通所・施設)へ、リハ職等を派遣して助言や指導を行い、自立型支援サービスの促進におけた関係従事者のマネジメント力向上などの人材育成や介護事業所の資質向上を図る。併せて、住民主体の寄合の場等へも専門職を派遣、集団指導を行い、住民の互助による介護予防への取り組みを推進する。

【 派遣対象者 】

- ・ケアプラン担当者、介護予防ケアマネジメント担当者 ・介護職員(在宅系、施設系)
- ・住民主体の地域の寄り合いの場等

【 派遣専門職 】

理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士 等

【 派遣先 】

高齢者自宅、介護事業所・介護施設、地域の寄り合いの場 等

【 派遣事例 】

【 ケアプラン作成者や介護事業所 】

依 頼 元	相談内容	派遣専門職
ケアマネジャー・事業所職員(訪問・通所・小多機)プラン作成者、介護予防ケアマネジメント担当者(包括)	身体機能評価・福祉用具の選定・自主メニュー作成・助言指導・研修会 短期集中C型サービス訪問査定	理学療法士 作業療法士
プラン作成者・介護予防ケアマネジメント担当者(包括)	口腔保湿剤の用途・使用方法・歯ブラシ選定・ブラッシング方法・唾液腺マッサージの実技	歯科衛生士
プラン作成者・介護予防ケアマネジメント担当者(包括)	食事内容及び食習慣、生活習慣の確認・食物繊維の効果について・体重管理方法・効果的な食材や調味料の食塩量の紹介	管理栄養士

◎ 住民主体の寄合の場等への専門職派遣

毎年派遣希望依頼のある寄合の場へ講話内容に応じた担当講師を派遣しご指導頂いています。派遣の依頼・調整などについては全て市が実施。

派遣職種については、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、音楽療法士などがおります。

【住民主体の寄合の場等への専門職派遣】

講話内容	派遣専門職
ロコモティブシンドローム・転倒予防体操指導・ストレッチ方法・短期集中型サービスの案内等	理学療法士・作業療法士
栄養関係（健康食、食中毒・認知症予防の食事、フレイル予防、食事バランスチェックなど）	管理栄養士
口腔関係（歯磨き、舌ケア・口腔体操、誤嚥性肺炎・口腔機能低下予防に関する講話など）	歯科衛生士
口腔関係（歌唱、唾液腺マッサージ、嚥下機能に関する講話など）	音楽療法士

【派遣依頼の流れ】

- ① 派遣対象者は、「リハビリテーション専門職等派遣事業依頼書兼実施報告書」の太い黒枠部分を記入し、委託事業所へ提出することで派遣依頼を行う。
- ② 委託事業所の派遣専門職は、①の派遣対象者へ連絡をとり派遣申請内容を確認し、訪問日や場所等を決定する。
- ③ 派遣専門職は、派遣日に訪問し、助言や指導、教育等を行う。
- ④ 訪問終了後、派遣専門職は、派遣実施内容を「リハビリテーション専門職等派遣事業依頼書兼実施報告書」の太い黒枠でない部分に記録する。
- ⑤ 委託事業所は、派遣実績表と請求書を月別に作成し、個別の「リハビリテーション専門職等派遣事業依頼書兼実施報告書」とともに、実施月の翌月15日までに介護長寿課へ提出する。

【派遣依頼先】

○社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団（包括いずみの園）

連絡先：0979-62-9000 FAX：0979-23-7921

○合同会社ジャストライト

連絡先：090-9606-0816

中津市役所 介護長寿課 介護予防係 ※R6年度より理学療法士が配属されています

連絡先：0979-62-9805（係直通） FAX：0979-26-1217（課直通）

【C型査定訪問のみ対応】

○社会医療法人 玄真堂 川島整形外科病院 通所リハビリテーション科

連絡先：0979-24-2450（通所・訪問一体型）

社会医療法人 玄真堂 川島整形外科病院 訪問リハビリテーション科

連絡先：090-4514-6390（訪問単独型）

○OHD.Labo 連絡先：090-4583-5562

○医療法人 光和会 水谷デイケアセンター

連絡先：0979-62-3883（通所・訪問一体型）

リハビリテーション専門職等派遣事業依頼書兼実施報告書 (様式1)

依頼者	事業所名	なかつ包括支援センター	連絡先	記載例
	種別 <small>○で囲む</small>	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・ 介護サービス事業所・その他 ()	氏名	
相談内容	<input type="checkbox"/> 身体機能評価 <input type="checkbox"/> 住宅改修 <input type="checkbox"/> 福祉用具選定 <input type="checkbox"/> 自主メニュー作成 <input checked="" type="checkbox"/> 短期集中型サービスの査定 <input type="checkbox"/> 栄養関係 <input type="checkbox"/> 口腔関係 <input type="checkbox"/> サービス事業所への助言指導 <input type="checkbox"/> 研修会 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
	<input checked="" type="checkbox"/> をする 具体的に：短期集中型サービスCを希望しているが、利用が適正かどうか相談したい			
派遣日希望		第1希望：令和7年5月14日（水）10時～11時の間で1時間程度 第2希望：令和__年__月__日（__）__時～__時の間で1時間程度		
事例への指導	住所(自宅訪問の場合)	中津市〇〇	高齢者氏名	中津 太郎
	介護度	事業対象者・要支援 ()・要介護 ()	性別・歳	男 ・ 女 (歳)
	介護保険サービス	訪問介護・通所介護・訪問看護・短期集中型サービス・その他 ()		
	生活課題	肺炎入院後、フレイルとなり、歩行が不安定で転倒に対する不安が強い		
	目 標	下肢筋力をつけ、歩行を安定させ、転倒による不安を軽減し以前のように外出できるようになる。		
集団指導	研修会名			
	テーマ内容			
派遣専門職の記録欄	指導内容	短期集中型サービスの利用適正について起居動作・歩行動作確認などを行った。		
	所感	短期集中型サービスでの状態改善が期待でき、利用は適正であると判断する。		
	派遣専門職氏名	職種：〇〇事業所 氏名：中津 花子	派遣日	令和7年5月14日（水） 時間10：00～11：00

※派遣した事業所は派遣専門職の記載欄に実施内容を記載して、実績表（様式2）・請求書（様式3）とともに、派遣日の翌月15日までに介護長寿課へ提出。

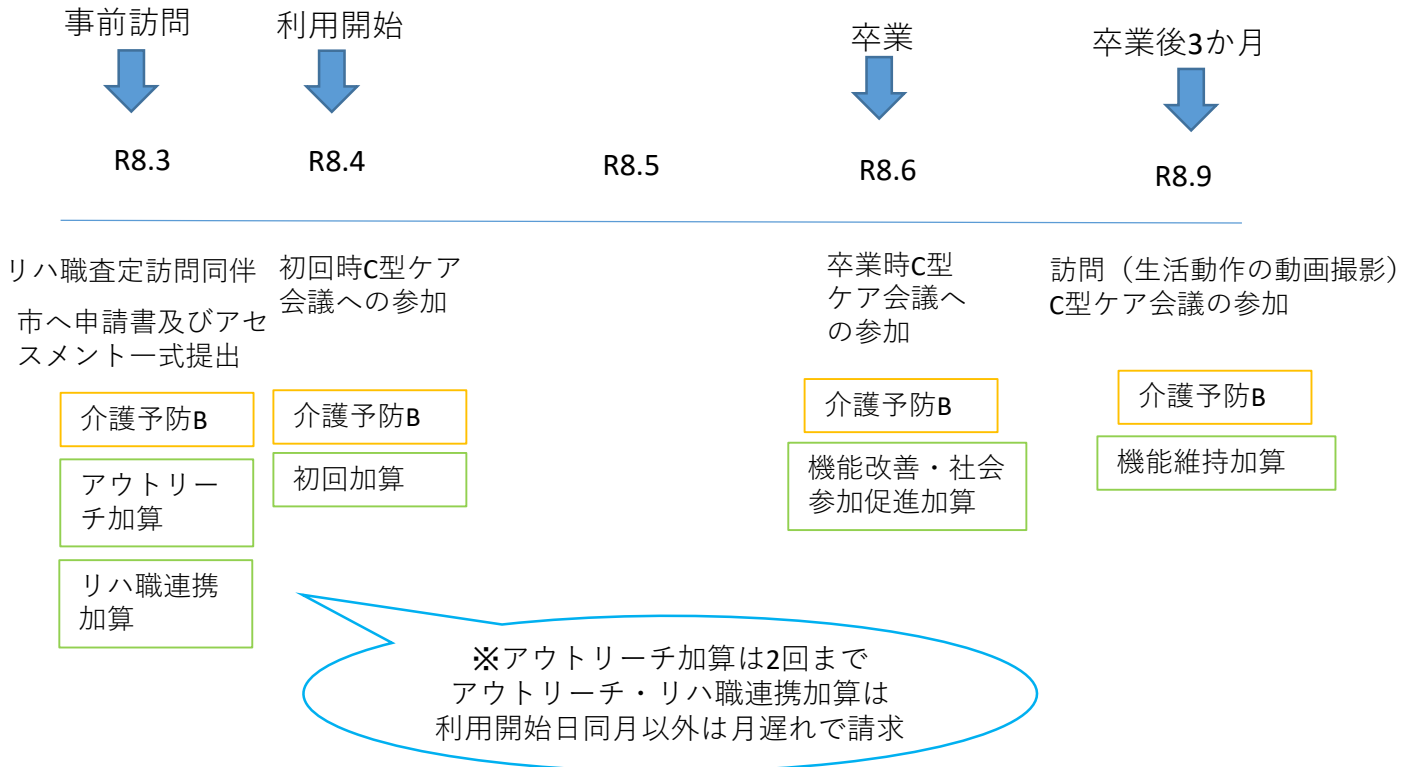
短期集中型サービスCにおける介護予防ケアマネジメントについて

令和7年度より、短期集中(C型)サービスのみを利用する場合、介護予防ケアマネジメントBにて実施。

※C型サービス以外を利用している場合は、介護予防ケアマネジメントAや介護予防支援で計画策定してください。加算は初回・委託連携の2種類のみしか算定できません。

ケアマネジメントの流れ	加算	備考
高齢者宅へ訪問	アウトリーチ加算(300単位) ※サービス開始に至った場合のみ算定可能。2回を限度とする。	申請書提出の際に、アウトリーチ加算の判断を行う。アウトリーチ加算についてはサービス利用開始日と同月でない場合は月遅れで請求してください。(申請書提出の際に既存の経過記録の添付をお願いします)
リハ職へ連絡		希望する事業所へ連絡 (リハ職派遣事業所と同様の事業所)
リハ職の査定訪問への同行	リハビリテーション専門職連携等加算(300単位) ※同行しない場合は算定不可	事業所と利用者の課題や目標を共通認識させてください
市へ申請書及びアセスメント一式提出	介護予防ケアマネジメントB (442単位) ※関わった月のみ算定可能	申請書(様式1) 利用者基本情報 基本チェックリスト 生活機能評価 栄養・口腔アセスメント 経過記録(アウトリーチ加算判断のため) ※ケアプランは不要。(サービス事業所より個別サービス計画書を提出)
C型ケア会議(初回)		C型ケア会議は原則初回と3ヵ月目のみ。必要時、中間でも実施は可能。
C型ケア会議(3ヵ月後)	機能改善・社会参加促進加算(300単位) ※従前サービス利用は算定不可 ※C型ケア会議で算定判断 介護予防ケアマネジメントB(442単位)	卒業後、通いの場などの社会資源や地域活動等につないでください。 ※サービスは特別な事情があれば3ヵ月延長可能。
終了3ヵ月後の訪問 C型ケア会議	生活機能維持加算(300単位) ※C型ケア会議で算定判断 介護予防ケアマネジメントB(442単位)	自宅にて日常生活動作の動画撮影をお願いします。 卒業後の機能低下の目安を伝え、早めに予防行動がとれるようにしてください。 ※サービス終了後6ヵ月以降は新規申請可能。

新規申請で短期集中サービスCを利用している場合（R8.4スタートの場合）



- ・介護予防ケアマネジメントAは初回加算と委託連携加算のみしか算定できない。（アウトリーチ加算、機能改善・社会参加促進加算、機能維持加算の算定は不可）
- ・訪問してC型に繋がらなかった場合は、介護予防マネジメントは請求せずに総合相談としてください。
- ・サービス終了時に福祉用具を廃止していれば、機能改善加算の算定は可能。継続利用していれば、加算算定不可。
- ・介護予防ケアマネジメントBが請求できるのは関わった月のみ。
- ・C型査定訪問のリハ職派遣事業やC型サービス事業所が行う請求については、直接市に請求がありますので、介護予防ケアマネジメントの請求月と合わせる必要はありません。

R8

中津市短期集中型サービスの紹介

(内容・委託基準・流れ等)

中津市の短期集中型サービス

	通所型サービスC	訪問型サービスC
対象者	廃用等により日常の生活動作が困難になった要支援（1. 2）認定者及び事業対象者	
目的	上記対象者に対し、短期集中的に運動器の機能向上のためにプログラムを中心に、栄養改善及び口腔機能の向上等のプログラムも実施し、日常生活の活動性を高め、生活行為の改善や自立した生活にむけ支援する。	
委託事業所	<ul style="list-style-type: none"> 川畷整形外科病院（通所リハと一体的に実施）・・・通所・訪問一体型・訪問単独型 リバランス（ジャストライトがゆめタウンで実施）・・・通所・訪問一体型 水谷デイケアセンター・・・・・・・・・・・・・・・・通所・訪問一体型 (株)HD.Labo・・・・・・・・・・・・・・・・訪問単独型 	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 運動器の機能向上プログラム（毎回60分以上のメニュー） 栄養改善プログラム（チェックリスト該当者への個別指導） 口腔機能改善プログラム（チェックリスト該当者への個別指導） ※栄養・口腔ともに全体への講話を3か月間に1回実施 その他のプログラム <p>（定期的に体力測定や課題のある動きの動画を撮影し、C型ケア会議で報告する。）</p>	通所型サービスC事業所のリハ職又は訪問単独の事業所のリハ職による訪問 <ul style="list-style-type: none"> 自宅でのADL・IADLの評価 生活における課題の確認 環境整備や動作確認 ※必要時、管理栄養士・歯科衛生士派遣依頼
利用期間	計画書に基づき、3か月間。必要があれば、C型ケア会議で判断し、最長6か月間までとする。	

中津市の短期集中型サービス

	(通所・訪問一体型)		(訪問単独型)
	通所型サービスC	訪問型サービスC	訪問型サービスC
利用頻度	週1回または2回利用	通所型サービス実施期間中に最高3回までとし、初回と最終の2回は、必ず実施。 最長6か月間となった場合の訪問は最大5回までとする。	1週あたり2回、3か月（最長6か月まで）を限度とする。
1回あたりの時間	120分以上	45分程度	60分程度
単価	週1回利用：23,200円/月 週2回利用：44,410円/月	1回：5,000円（交通費込み）	1回：6,600円（交通費込み）
本人負担額	週1回利用：2,320円/月 週2回利用：4,441円/月 （単価の1割相当） ※一定以上所得者は2～3割	なし	1回：660円（単価の1割相当） ※一定以上の所得者は2～3割
送迎サービス	必要な方は、送迎あり（本人負担なし） ただし、旧市内のみ。		
その他	・デイサービスや通所リハビリなどの通所サービス及び訪問リハビリなどとは併用不可		

中津市の短期集中型サービス 委託基準

	通所型サービスC	訪問型サービスC
人員基準	管理者 1人 ※支障がない場合は、他の職務と兼務可能 理学療法士または、作業療法士 1名以上 看護職員 1名以上 ※健康状態の管理・緊急時の対応に支障のない範囲で、同一施設内の他職務と兼務可能 介護職員 利用者5～14名に1名以上 利用者15名以上に2名以上 管理栄養士、歯科衛生士（※言語聴覚士、看護師でも可） ※同施設内の他の職務と兼務可 通所介護や通所リハ等の事業と同一単位で一体的に実施する場合は、介護給付の基準を満たした上で通所型サービスCの基準を満たす必要がある。	管理者 1人 ※支障がない場合は、他の職務と兼務可能 理学療法士または、作業療法士 ※その他必要に応じて、管理栄養士や歯科衛生士等による訪問指導も実施可。
設備基準	安全に実施でき、各プログラムの実施に支障のない広さの部屋 業務実施に必要な設備と備品を備えること	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規程等の説明・同意 従事者の清潔保持・健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持 安全体制・事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 実施の記録とその保管 事業報告 関係機関との連携（ケアマネや医療機関との連絡） 	基準に満たない部分は、市も支援しますので、事業運営に関心のある方は、まずはご相談ください。

R8年度の報酬単価

【事業所の報酬単価】

サービスの種類等		委託料	利用者負担額
訪問・通所 一体型	週1回通所(1割負担の月額)	20,880円	2,320円
	週2回通所(1割負担の月額)	39,969円	4,441円
	訪問型サービスC(1回)	5,000円	なし
訪問単独型	1回あたり(1割負担)	5,940円	660円
共通加算	初期加算(新規初回のみ)	15,000円	なし
	生活機能向上加算(終了時)※	20,000円	なし
	生活機能維持加算(終了後3か月)※	3,000円	なし
	山間部加算(三光除いた下毛)	片道1500円	なし
訪問・通所 一体型加算	栄養加算※R7新設	9,500円	なし
	口腔加算※R7新設	9,500円	なし

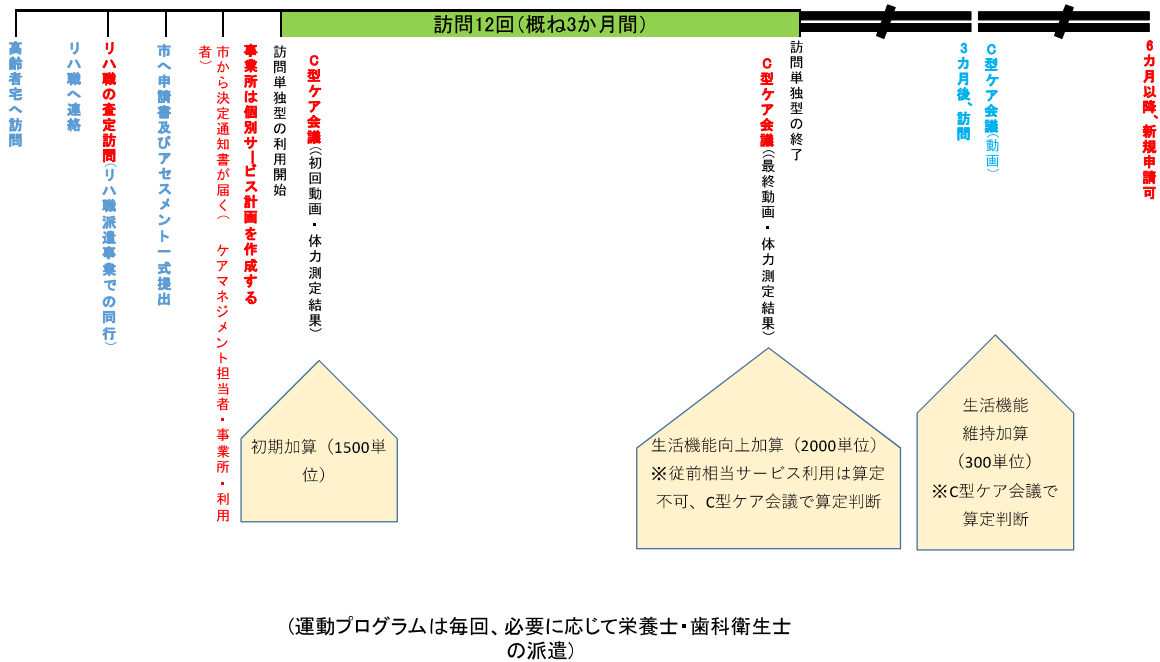
※C型ケア会議で加算の判断

加算一覧

加算名称	加算の内容	単位
初期加算	事業所のサービス提供の質の確保に対して評価するもの。 初回のC型ケア会議において、身体機能評価や生活課題動作等を動画にて事例提供した場合に算定できる。※動画はC型ケア会議と同月内に市に提出する必要あり。事業所が動画撮影	1500
口腔加算	事業所が必要に応じて歯科衛生士(看護師での代行可)による講話等の支援を行った場合に算定できる。 月1回算定可能。算定の際は指導書類等添付が必要。	950
栄養加算	事業所が必要に応じて管理栄養士による講話等の支援を行った場合に算定できる。 月1回算定可能。算定の際は指導書類等添付が必要。	950
生活機能向上加算	サービスを利用しフレイルからの脱却や生活動作の改善が図れたことを評価するもの。 C型ケア会議にて卒業判定が出た際に算定できる。 ※最終月の事例提供が必要。従前相当につないだ場合は算定不可。	2000
生活機能維持加算	サービス終了して3か月後の生活機能が維持されていることを評価するもの。C型ケア会議にて算定の可否の判断を行う。 ※プランナーが動画撮影	300

短期集中型サービス事業（訪問単独）の流れ

【訪問単独型】

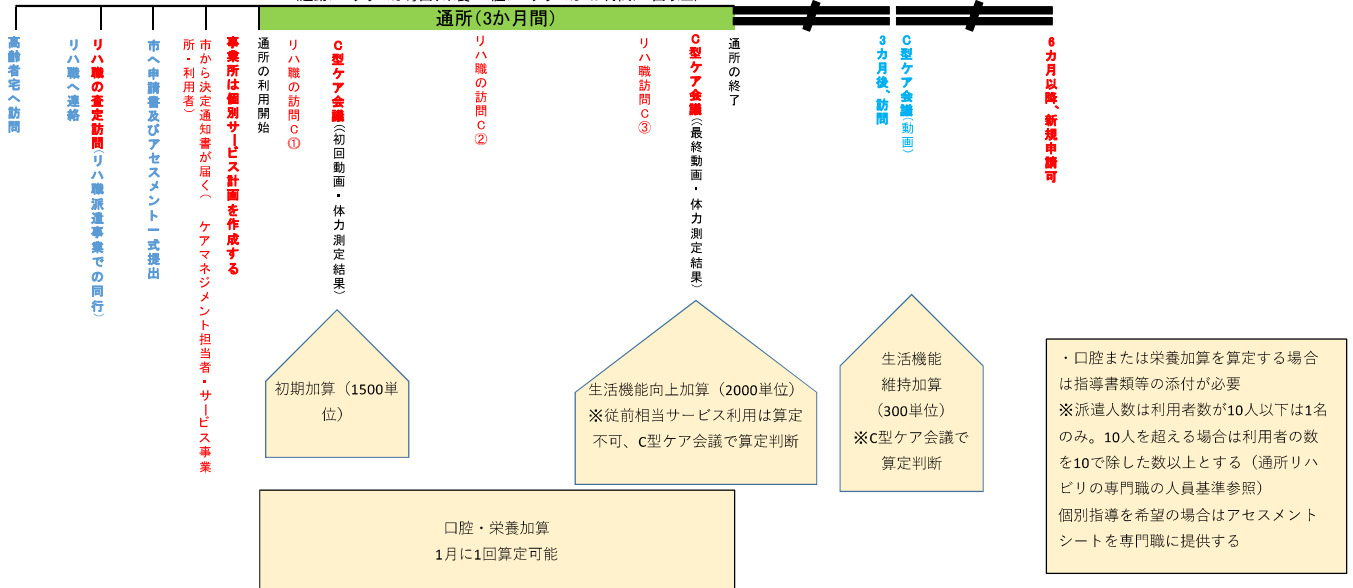


短期集中型サービス事業（訪問・通所）の流れ

【通所・訪問一体型】

サービス事業所用

(運動プログラムは毎回、栄養・口腔プログラムは3か月間に1回以上)



対象者の具体例

- 軽度の脳梗塞等のほか、骨・関節疾患あるいは肺炎等により、一時的に体力や生活能力が低下した方
- 外出の機会が少なく、閉じこもり傾向な方
- 退院して間もなく身体機能の低下や在宅生活に不安が強い方
(認知症などの進行性疾患は効果が出にくいのでお勧めしません)



出来なくなっていたことができるようになる！

行きたかったところに行けるようになる！

元気になりたいという

(その人の望ましい姿で、その人らしい自立した生活)



■対象：65歳以上（要介護1～5の認定なし）で、下記リストのうち、**3つ以上**の項目にあてはまり、日常生活に困りごとのある方(フレイルや廃用症候群)

- 階段をのぼるのに手すりが必要
- 椅子から立ち上がる時手すり杖が必要
- 15分続けて歩くことができない
- この1年間に転んだことがある
- 転倒に対する不安が大きい

→ 0～2個
だった方

住民主体の、「元気！いきいき☆週一体操教室」や「サロン」へ参加しましょう。

3個以上だった方
※ただし進行性疾患の方は除く



週一体操の詳細はこちら

元気になるサービスとして「短期集中型サービス」をお勧めします。

●短期集中型サービスを卒業して1年経った今、運動が習慣となり、目標としていたシルバー人材センターに復帰し、地域の週一体操教室にも参加しています。

●リハビリについて元々自分でしていたリハビリの内容を確認してもらい、追加した方がいい運動方法等を教えてもらうことができました。不安のあった入浴動作についても、安楽な方法を教えてもらいました。

●短期集中型サービスを利用したきっかけ食事のときに、箸が持ちにくくなったため、病院を受診したところ、脳梗塞と診断され入院となりました。退院後は、握力や腕の力が弱ってしまったり、生活に不便を感じることにありました。リハビリをしてももう少し動けるようになり、心配もあつたことが利用のきっかけです。

【利用者の声】
77 歳男

短期集中型サービスC利用者の状況（R7年度利用した51人のまとめ）

<利用形態>

性別	人数	割合
男性	18	35.3%
女性	33	64.7%
合計	51	100.0%

<性別>

性別	人数	割合
男性	18	35.3%
女性	33	64.7%
合計	51	100.0%

<年代>

年代	人数	割合
75歳未満	4	7.8%
80歳未満	13	25.5%
85歳未満	17	33.3%
90歳未満	14	27.5%
90歳以上	3	5.9%
合計	51	100.0%

80歳～90歳の参加が多い傾向となっている

<利用結果>

	人数	割合
卒業	19	37.3%
継続（6か月卒業）	11	21.6%
中止	8	15.7%
利用中	13	25.5%
合計	51	100.0%

終了後3か月の機能維持加算は100%！

R7年度は中止の割合は減少！
約85%は卒業し、機能改善できている！



C型ケア会議

【目的】

90日！なかつお元気プログラム(C型サービス)利用者を事例対象とした地域ケア会議

- ・初回→対象者の見極め、リスク管理、目標の共有、卒業後の社会資源の提案
- ・中間→経過の確認
- ・最終→効果判定、加算判定、今後の支援方針

※初回と最終はC型事業所とケアマネジメント担当者の参加が必要

中間は必要に応じて申し込み

【参加者】

ケアマネジメント担当者・C型事業所・リハビリ職・管理栄養士・歯科衛生士・生活支援コーディネータ(SC)・行政(理学療法士・保健師等)・傍聴者

【令和8年度C型ケア会議日程表】

日時	曜	開始時間	終了予定	会場(中津市役所)
令和8年4月21日	火	14:00	17:00	3階301会議室
令和8年5月19日	火	14:00	17:00	3階301会議室
令和8年6月16日	火	14:00	17:00	3階301会議室
令和8年7月21日	火	14:00	17:00	3階301会議室
令和8年8月18日	火	14:00	17:00	3階306会議室
令和8年9月15日	火	14:00	17:00	3階301会議室
令和8年10月20日	火	14:00	17:00	3階301会議室
令和8年11月17日	火	14:00	17:00	3階302会議室
令和8年12月15日	火	14:00	17:00	3階301会議室
令和9年1月19日	火	14:00	17:00	3階301会議室
令和9年2月16日	火	14:00	17:00	3階301会議室
令和9年3月16日	火	14:00	17:00	3階306会議室

【開催方法および会議の流れ】

※会場参加は助言者のみ、事業所・ケアマネジメント担当者・傍聴者は Zoom 参加

①事例の動画を流しサービス事業所がサービス利用の目標(どのように利用者と合意形成を図ったかを含む)を説明。

②サービス事業所より、サービス実施にあたって困っている点などを助言者に質問する。

動画等は当日 Zoom にて共有可。市に事前提出でも可。

③プランナーより、質問や情報の追加を行う(パスも可能)

④質問に該当する助言者より質問に対する助言を行う。(助言者からの質問も含む)。

⑤その他助言者からの質問。(ない場合はパスも可能)

⑥次の事例も①～⑤を繰り返す。

ただし、生活機能維持加算の事例は、動画説明もケアマネジメント担当者が行う。

【傍聴の申込】

WEB 申し込みでお願いします。<https://logoform.jp/f/YMm9U>



中央地域ケア会議

【目的】

ケアマネジャー等のケアマネジメント支援や地域課題の把握、地域包括支援ネットワークの構築を目的に、専門職を交えた地域ケア会議を開催しています

【参加者】

理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士、訪問看護師、認知症介護指導者、薬剤師、市内医師、精神科医、生活支援コーディネーター、保健所保健師、地域包括支援センター(主任ケアマネ、社会福祉士、看護師)

※全職種が毎月助言者としてできません。詳細は HP をご確認ください。

【令和8年度中央地域ケア会議日程表】

日時	曜	開始時間	終了予定	会場(中津市役所)
令和8年4月23日	木	14:00	16:00	3階301 会議室
令和8年5月28日	木	14:00	16:00	3階301 会議室
令和8年6月25日	木	14:00	16:00	3階302 会議室
令和8年7月23日	木	14:00	16:00	3階301 会議室
令和8年8月27日	木	14:00	16:00	3階306 会議室
令和8年9月24日	木	14:00	16:00	3階301 会議室
令和8年10月22日	木	14:00	16:00	3階301 会議室
令和8年11月26日	木	14:00	16:00	3階302 会議室
令和8年12月24日	木	14:00	16:00	3階301 会議室
令和9年1月28日	木	14:00	16:00	3階301 会議室
令和9年2月25日	木	14:00	16:00	3階301 会議室
令和9年3月25日	木	14:00	16:00	4階研修室会議室

【傍聴の申込】

WEB 申し込みをお願いします。

<https://logofom.jp/f/QLhHp>



要支援 1・2 および事業対象者の 6 か月後評価

令和 6 年度より包括別地域ケア会議の廃止に伴い、要支援 1・2 及び事業対象者のプランに見込み(改善・維持・悪化防止)と、実際の 6 ヶ月後の評価(改善・維持・悪化)を全ケース市へ報告していただきます。

《目的》

要支援 1・2 および事業対象者の自立支援型プラン作成に対して、6 か月後に効果が出ているのかを把握するため。

《対象者》

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所
- ・(看護)小規模多機能型居宅介護支援事業所

《提出様式》

ホームページへ掲載

<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2023060900095/>



《提出方法》

①事業対象者及び要支援 1・2 のプラン作成時には、6 か月後の見込み(改善・維持・悪化防止)を立てる。

②実際に 6 か月後の評価(改善・維持・悪化)を記入し、市へデータにて提出する。

※評価の判定は生活機能評価を目安に行う。

※6 か月後評価の提出期限は、モニタリング月(6 か月後)の翌月末とする。

例) サービス開始日: R8 年 4 月 1 日

モニタリング月: R8 年 10 月

評価提出月: R8 年 11 月末まで

※1 人分ずつ提出するのではなく、事業所内で取りまとめを行い、1 ヶ月分まとめてご提出ください。

※短期集中型サービスを利用している方は、備考に「短期集中サービス利用 R7 年〇月終了」と記載してください。

包括から委託契約で介護予防支援・介護予防ケアマネジメントのプランを作成する場合

1. サービス開始前のプラン提出時に、見込み(改善・維持・悪化防止)を包括へ伝える。
2. その後、包括へ 6 か月後の評価(改善・維持・悪化)を報告する。
3. 包括は委託しているプランを含めて市へ報告する。

《提出先》

ロゴフォームより提出

<https://logoform.jp/form/GEJZ/567127>



6か月後評価提出票

ここが自由記載のため、ある程度記載方法を統一させてもらえれば
 と思っています。
 例えば：活動量が増え、筋力がついた
 肺炎で入院し、フレイル進行

提出日：

事業所名：

No.	被保険者番号	氏名	フリガナ	生年月日	小学校区	サービス利用				判断区分	プラン作成時の見込み	デイサービス	ヘルパー	C型	福祉用具	訪問	訪問回数	サービス開始日	モニタリング月(6か月後)	6か月後評価提出月	評価(改善・維持・悪化)	評価に至った経緯	地域課題(ケースで感じたいために、外出できないパスが通っていないために、卒業後に通える週一休職がない)	
						要支援1	事業対象者	事業対象者	事業対象者															
例	1111111111	中津 太郎	ナカツ タロウ	T11.3.13	豊田	中津市地域包括支援センター創生圏	要支援1	維持	○								R5.4.1	R5.10	R5.11	維持	通所や福祉用具の活用で活動量が維持できている			
例	2222222222	豊田 花子	トヨダ ハナコ	S5.4.1	鶴居	中津市地域包括支援センター三光圏	事業対象者	改善		○							R5.4.1	R5.10	R5.11	改善	C型利用により筋力向上			
例	2222222222	介護 長寿	カイゴ チョウジュ	S15.4.1	本耶馬溪	中津市地域包括支援センター社協	事業対象者	維持		○							R5.4.1	R5.10		評価なし	元々の疾患が悪化し入院			
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								
25																								
26																								
27																								
28																								
29																								
30																								

評価(改善・維持・悪化)判定は、生活機能評価を目安に行う。
 ※C型サービス終了後の3か月評価の時の状況で記載してください。
 死亡・転出・入院などでケアマネジメントが終了した場合は、評価なしと入力し、評価に至った経緯に「死亡」「転出」と入力してください。

包括が居宅に委託している場合は、下記のように入力
 地域包括支援センター○○(居宅名)

記載方法

①事業対象者及び要支援1・2のプラン作成時には、6か月後の見込み(改善・維持・悪化防止)を立てる。
 ※介護予防ケアマネジメントBにはプランはありませんが、名簿に上げてください。

②実際に6か月後の評価(改善・維持・悪化)を記入し、市へデータにて提出する。
 評価の判定は生活機能評価を目安に行う。
 6か月後評価の提出期限は、モニタリング月(6か月後)の翌月末とする。

例) サービス開始日：R8年4月1日
 モニタリング月：R8年10月
 評価提出月：R8年11月末まで

※包括から居宅へ委託しているケースは、包括が取りまとめて市へ報告をお願いします。
 ※1人分ずつ提出するのではなく可能な限り1ヶ月分まとめでの報告をお願いします。

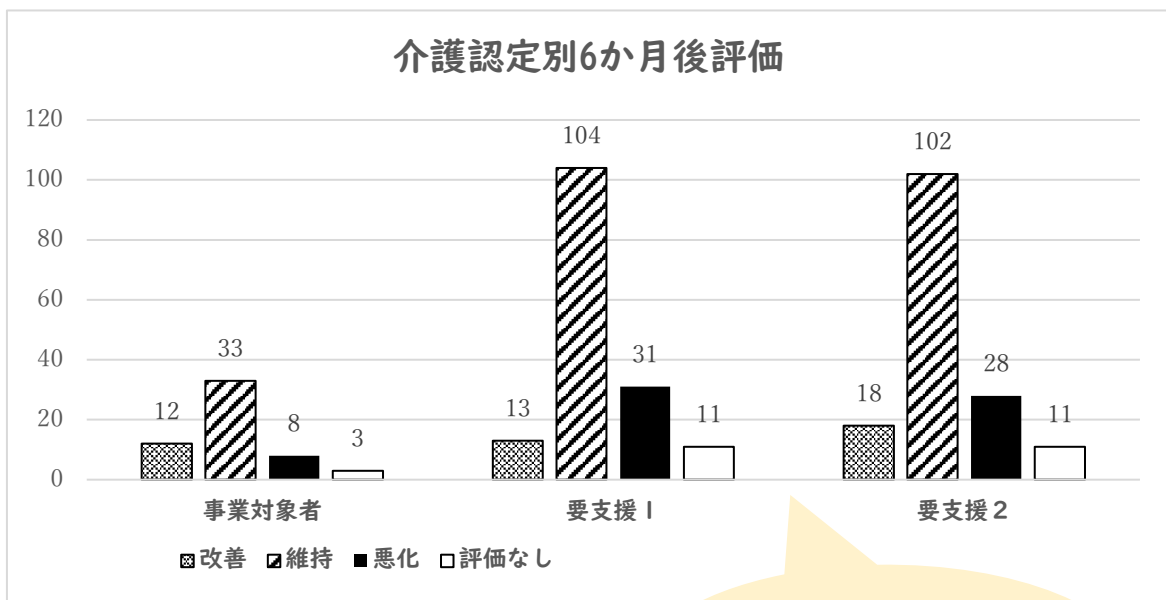
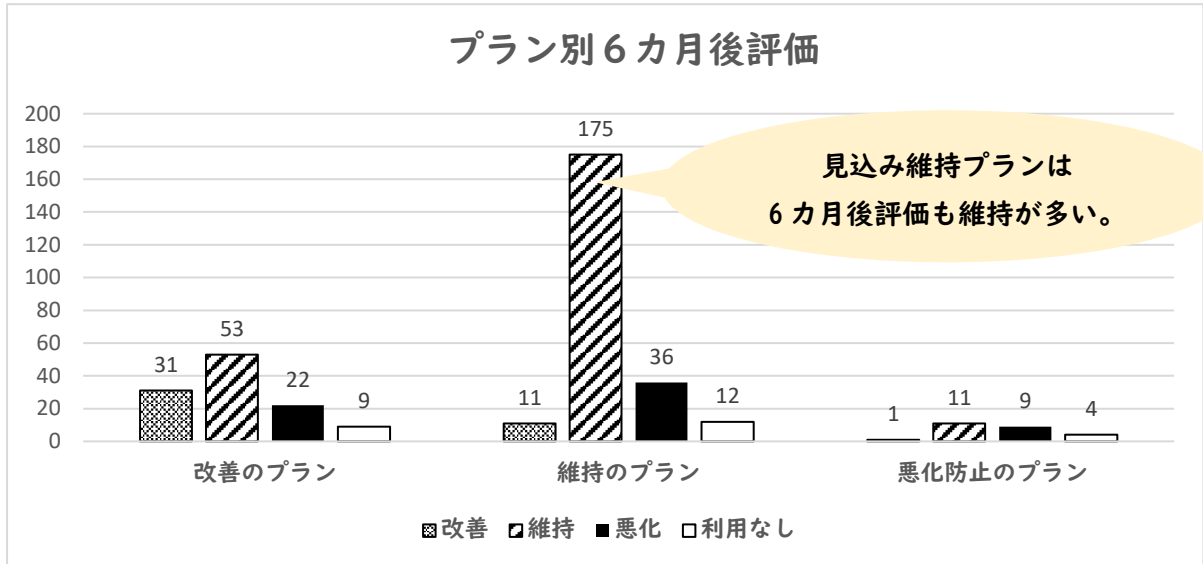
【提出先】

<https://logoform.jp/f/oBMisc>



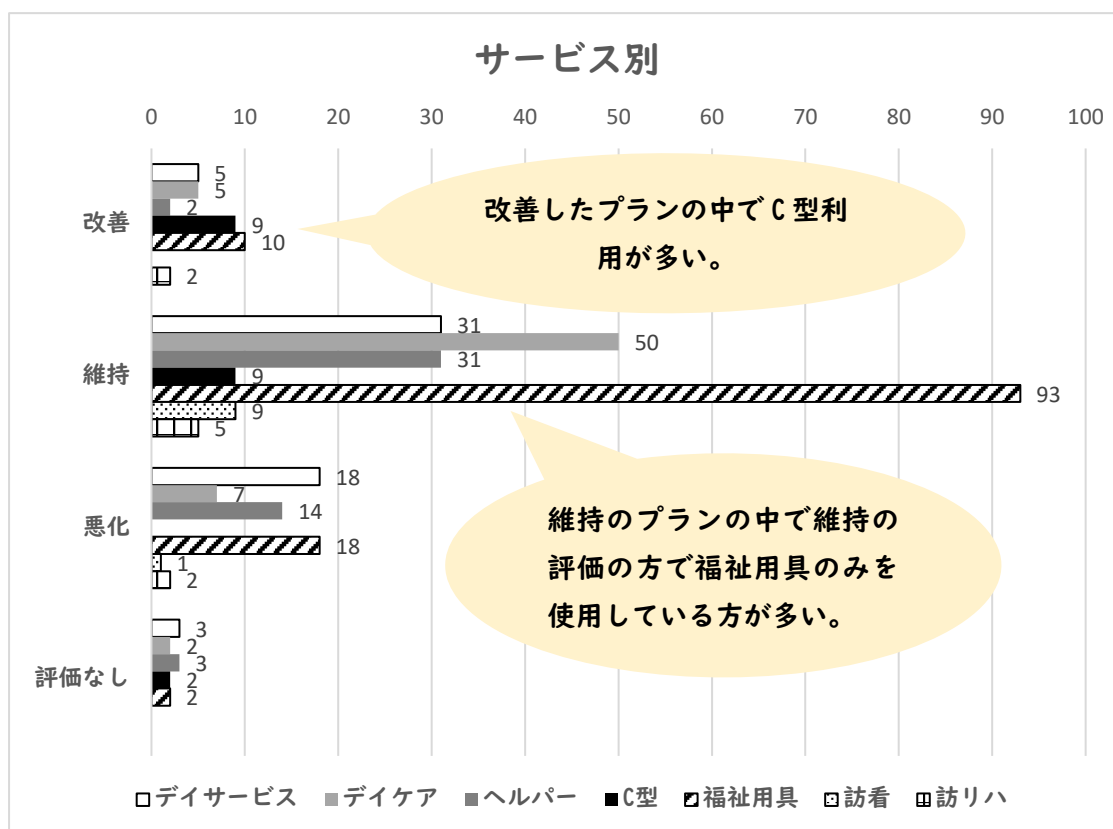
要支援 1.2 および事業対象者の 6 か月後評価
集計結果 (R7.4 月～R8.3 月提出分)

I. 半年後の評価結果 (n = 374 件)



2. サービス別 6 か月後評価 (R7.8~R8.3 提出分)

n = 260 ※複数選択を含む



3. プランナーから見た地域課題

- ・ 地域住民との交流の機会の減少
- ・ 近隣に週一体操がない
- ・ 若い男性向けの通所介護がない
- ・ 難聴がある方は、周囲とのコミュニケーションが取りにくい
- ・ 透析に通院する際の送迎が病院によってない

令和7年度の集計結果より、維持の見込みプランが多く、6か月後の評価としても維持が多い。改善したプラン中では、福祉用具の使用の次にC型利用が多い。

自立支援に向け、軽度認定者の改善に向けたプラン作成が今後さらに必要になってくる。

地域課題として、週一体操教室や住民との交流の場が地域によっては少ないことがあげられ、今後も通いの場等の普及啓発をしていく必要がある。

介護予防ケアマネジメントの委託についての注意事項

地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、1.2のとおり行う事。

また、指定居宅介護支援事業所は複数の地域包括支援センターと委託契約を結ぶことができるが、委託先の地域包括支援センターが開催する「居宅連絡会」に参加するなど、十分な連携を図るように努めること。

なお、令和7年度から市の指定介護予防支援事業者になった居宅介護支援事業者も、利用者の圏域である地域包括支援センターとは連携を図ること。

1. 指定介護予防支援業務の委託について

指定介護予防支援事業者たる地域包括支援センターは、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとされている。この委託に当たっては、次の点に留意の上、行うこととする。

- ① 公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経る必要があること。
- ② 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。
- ③ 業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。
- ④ 指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- ⑤ 委託料については、介護予防サービス計画費、指定居宅介護支援事業所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること
- ⑥ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- ⑦ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること

2. 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）の委託について

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）全体の円滑な実施に向けて、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができることとされているが、委託に当たっては、上記に掲げる①～⑦を踏まえるとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605 第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とすること。

「食」の自立支援事業

<対象者>

栄養改善が必要な者のうち、下記のいずれにも該当する者。

- ①中津市内に住所を有する高齢者（65歳以上）であること。
- ②一人暮らしまたは高齢者のみの世帯である者。

<概要>

高齢者のみの世帯に配食(お弁当の配達)を行う事で、食生活の改善と安否確認を行います。安否確認を兼ねておりますので、原則手渡しでの受け取りをお願いしています。配達時に安否確認ができなかった場合は、緊急連絡先になっている方やその他関わりのある方(※)に安否確認のご協力をいただいております。

※ 介護保険事業所(地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・サービス事業所)
社会福祉協議会、民生委員など

<利用回数>

月曜日～金曜日の昼食又は夕食を1日1回、最大週3回まで

<負担金額>

- 1食500円(一般)
- 1食300円(低所得者世帯※)

※ 低所得者世帯とは、非課税世帯で世帯全員の年金収入額及び合計所得金額の合計が80万9000円以下の世帯、もしくは、生活保護世帯。

令和8年7月以降は80万9000円以下を82万6500円以下へ変更する。
これは、国が介護保険料等における基準額を、82万6500円(旧：80万9000円)とした(令和8年4月施行)ため。

<配達事業所> (令和8年4月現在)

対象者のお住まいになっている校区により、配達する事業所が決まっています。

配達地域	配達事業所
南部・北部・豊田	NPO 法人ぴいあ
沖代・小楠・如水・和田 鶴居・大幡・三保・今津	宅配・介護のあいあい(※)、株式会社くらや、宅配クック123、イート トゥゲザー、ワタミの宅食、
三光	宅配・介護のあいあい(※)、株式会社くらや、宅配クック123、イート トゥゲザー
本耶馬溪	宅配・介護のあいあい(※)、宅配クック123、イート トゥゲザー
耶馬溪	耶馬溪料飲業組合
山国	宅配・介護のあいあい(※)、イート トゥゲザー

(※) 宅配・介護のあいあいは日田ディナーサービスとも言います。

<開始までの流れ>

1. 市介護長寿課または地域包括支援センターにお電話にてお申し出ください。
2. 地域包括支援センター等(※)が対象者と日程調整のうえ、自宅訪問し、どのような生活をしているか聞き取り調査(アセスメント)を行い、さらに申請書の作成も支援します。
3. 2の調査結果及び申請情報をもとに市が審査を行い、安否確認および栄養改善が必要と判断すれば、利用決定通知書を郵送します。利用決定通書にて、配食の開始日や負担金額をお知らせします。決定通知の内容をプラン作成者などにも情報提供してほしい場合は、2の調査表にその旨記載してください。

※ 令和6年度より居宅介護支援事業所も聞き取り調査(アセスメント)及び申請書の作成支援ができます。調査費用2000円/件を市に請求するには、市との委託契約が必要となります。契約手続きは、調査前に行う必要がありますので、早めに市担当者へご相談ください。

<配食のアセスメント時の注意事項>

◆ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業「ヤクルト」(※)を利用している場合

ヤクルトを利用している場合は、ヤクルトの配達日と配食日が重なってはいけません。まずは担当(高齢者福祉係 ☎62-9807)にご相談ください。

※ ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業「ヤクルト」を利用している場合、配食サービスの利用可能回数は「介護保険サービス」とあわせて最大週2回までとなります。

◆「介護保険サービス」を利用している場合

通所・訪問の介護保険サービスと配食利用日が重複しないように調整をお願いします。また、介護保険サービスの利用日が変更になった場合には、配食サービス利用日も見直し(※)を行い、配食利用日と重複しないようにお願いします。

※ 配食サービス利用日を変更する時は、利用変更(廃止)申請書の提出が必要です。

◆栄養改善配食サービス

医師の指示等により、腎臓機能低下や糖尿病、低栄養の場合は、週6日の治療食を提供するとともに、栄養士の訪問指導を行っています。このような状態の場合は重篤化するリスクも高く、頻回の安否確認も必要と思われます。そのため、介護保険サービス利用日と配食利用日が重複していても可とします。ただしサービス利用時間と配達時間が重複している場合には不可とします。

◆安否確認と緊急連絡先について

この事業で行う安否確認とは、「弁当配達時に手渡しができなかった場合に配達業者が緊急連絡先に報告する」というものです。

アセスメント票に緊急連絡先を記入する際には、日中の対応が可能な電話番号の記入をお願いします。また、調査時に緊急連絡先へ電話して、緊急連絡先の方

が、「現地確認が可能な方」なのか「電話連絡にて市の報告を受けるだけの方」なのかのご確認をお願いします。

さらに、緊急連絡先が「電話連絡にて市の報告を受けるだけの方」しかいない場合は、安否確認できない報告が来た時に、その方が「現地確認が可能な方」を捜して連絡をとっていただくことを納得してもらってください。

鍵がかかった室内で倒れていて救急搬送されるケースも多々あります。緊急連絡先に繋がらない場合は、警察介入になるかもしれません。

緊急連絡先の対応が、救命に繋がりますので、その重要性を調査時に説明してください。

<キャンセルは2日前まで>

お弁当は配達の前2日より食材の購入などの準備をします。配達日に手渡しで受け取れない時は、2日前までに配達業者に電話連絡をお願いします。急な外出で電話連絡が遅れた場合は負担額500円（低所得300円）の支払いが発生します。

<配食の廃止、曜日や業者の変更>

利用変更（廃止）申請書を市に提出していただきます。また、それによりキャンセルが発生する場合は、2日前までに配達業者に電話連絡をお願いします。

廃止になるのは、本人の希望、入所、死亡等の他、同居者により高齢者のみの世帯ではなくなった場合です。死亡の場合は、遺族が市役所のおくやみコーナーにいらした時に廃止の申請書を出していただいています。

<各機関連絡先>

名称	担当地域	電話番号
地域包括支援センターいずみの園	今津・大幡・如水	62-9000
地域包括支援センター三光園	小楠・鶴居・三保・和田	53-9820
地域包括支援センター創生園	豊田・沖代	24-6015
地域包括支援センター村上	北部・南部	23-0833
地域包括支援センター社協	三光・本耶馬溪 耶馬溪・山国	26-4040
介護長寿課 介護予防係	中津市全域	62-9805

※地域包括支援センターには、「高齢者相談支援センター」の愛称もあります。

<中津市ホームページ>

配食関係の資料を掲載しています。

【URL】

<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2024030100071/>

【QRコード】



<電子申請フォーム（ロゴフォーム）>

押印不要のため、電子申請が便利です。

新規申請フォーム

聞き取り調査（アセスメント）を行った地域包括支援センター等が入力します。
アセスメント内容も入力できます。

【QRコード】



【URL】 <https://logoform.jp/f/G8DK1>

（注意）栄養改善配食サービスは特例のため、電子申請では受け付けていません。

利用変更（廃止）申請フォーム

「申請者欄」には入力した人（※）の住所や担当者名・連絡先を入れます。

※地域包括支援センター等が入力した場合は所属の情報を入れてください。

【URL】

<https://logoform.jp/f/uwKY2>

【QRコード】



利用変更（廃止）申請フォーム-栄養改善配食サービス-

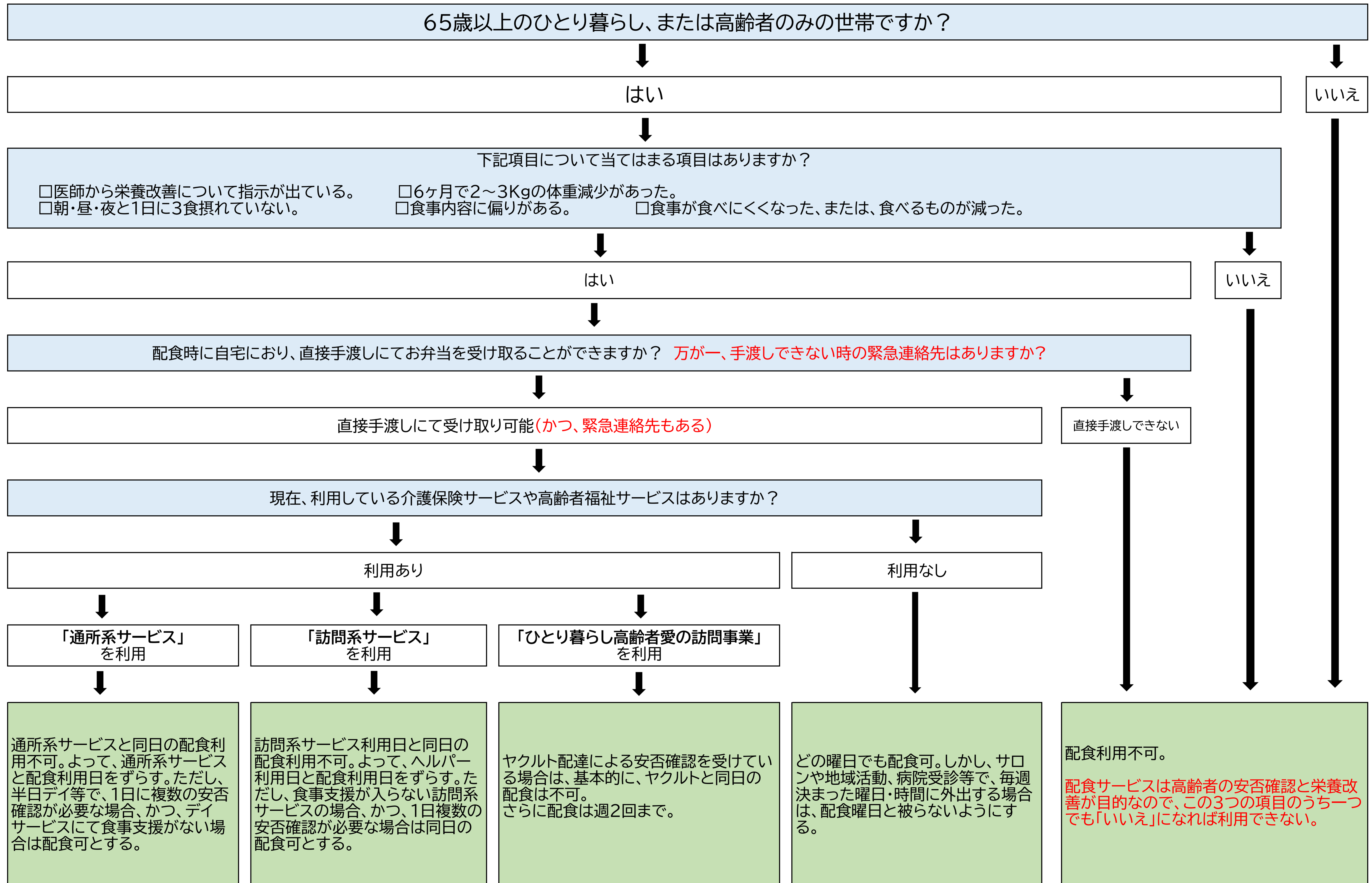
【QRコード】



【URL】 <https://logoform.jp/f/AYjee>

《「食」の自立支援事業フローチャート》

令和7年4月更新



中津市シニアサポーターについて

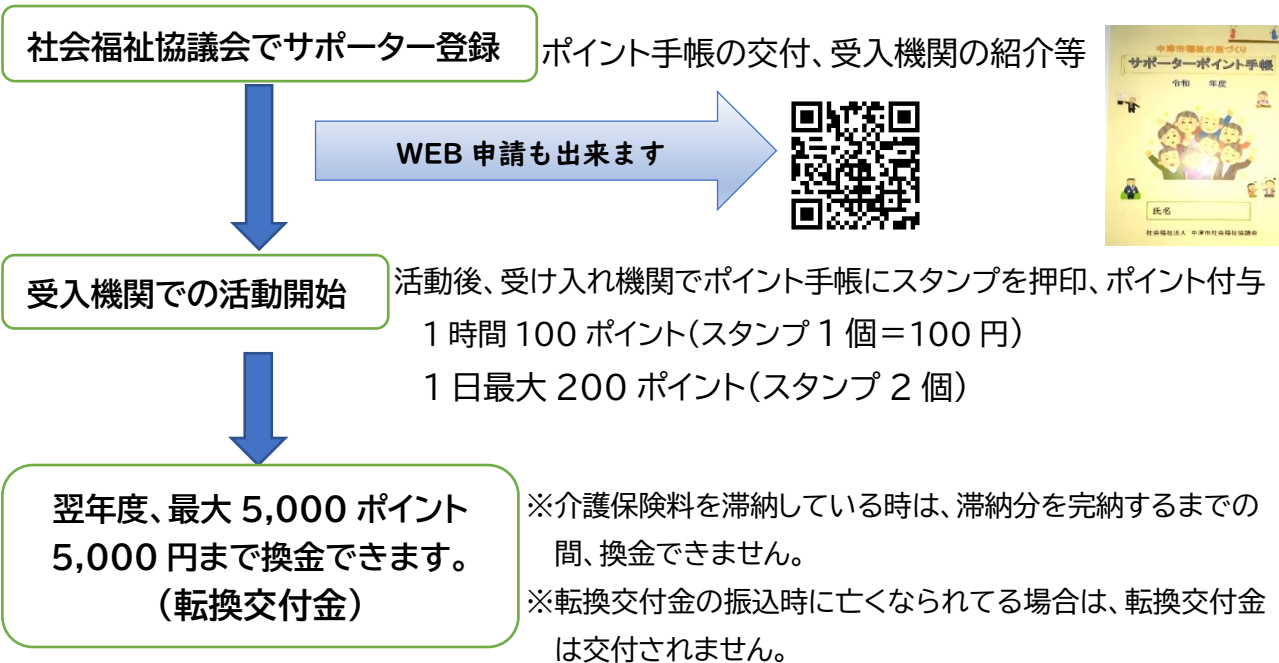
中津市福祉の里づくりサポーター事業は、中津市在住の 65 歳以上(介護保険第 1 号被保険者)の方を対象に実施しています。

中津市シニアサポーターに登録してから、受入機関に出向き、お手伝いや補助等のさまざまな活動を行います。

この活動が、自身の介護予防、生きがいづくり、社会参加に繋がる事を目的としています。

事業の特徴

活動をすると評価ポイントがもらえ、翌年度換金できます。



マイカーでサロンに送迎

いろいろな受け入れ機関や
団体に活動しています。



児童館でイベント



施設で踊りを披露



集会所などでお料理

【サポーター登録の問合せ先】中津市社会福祉協議会福祉サービス課 0979-27-7715

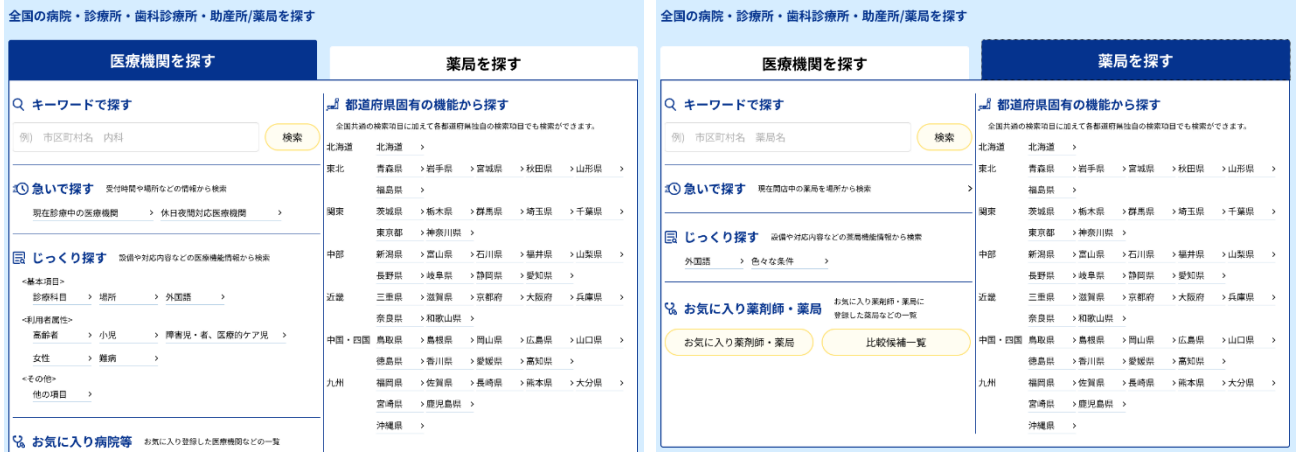
別冊

社会資源の最新情報

①医療情報ネット(ナビイ)

※「暮らし安心医療ナビ」は令和8年3月末で終了。

全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所/薬局を紹介しています。



【QRコード】



②介護保険サービス事業所等一覧(中津市 HP より)

中津市内の介護事業所を紹介しています。

介護給付サービス事業所一覧

- 介護給付サービス事業所一覧(令和8年1月1日)(PDF: 456KB)

総合事業(介護予防サービス)一覧

- 【市内】総合事業(訪問型・通所型サービス)事業所一覧(令和8年1月1日)ホームページ掲載用(PDF: 169KB)
- 【市外】総合事業(訪問型・通所型サービス)事業所一覧(令和7年4月1日)(PDF: 104KB)
- 通所介護事業所からの紹介ページ

中津市内 有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅一覧

- 中津市内有料老人ホーム(令和7年12月16日)(PDF: 131KB)
- 中津市内サービス付き高齢者住宅(令和5年12月1日)(PDF: 79.4KB)

事業所の追加・変更・廃止等がありましたら、随時更新していきます。

【QRコード】



③校区别社会資源リスト

校区别に住民同士のつながりの場であるサロンや週一体操教室などを紹介しています。

③ 校区別社会資源リスト (R8.3.1)

サロン

主催：住民 窓口：社協

いきいきサロン型

自治会範囲程度の小地域で、主に高齢者を対象にしながらボランティアとして関わる地域の色々な人とも交流できる場として実施しているサロン。月1回から不定期開催など幅が広く市内でもっとも多い形のサロンです。

広域地域型いきいきサロン

主に小学校区・中学校区の範囲で、月1回以上の割合で実施するサロン。高齢者、子ども、退職後の男性等、対象はさまざま、主にいきいきサロンの広域版として開催されています。

地域サロン

地域の中の民家や空き家を活用して行っているサロン。運営は地域住民で構成されているボランティアグループが担っています。開催回数も週1回～2回と、いきいきサロンに比べ多く、生活に密着した日常の支え合いの活動につながっています。

週一体操教室

主催：住民 窓口：介護長寿課、包括

介護予防を目的に筋力の向上や維持のための体操を住民主体により、地域の方が誰でも容易に通える公民館で週1回行う体操教室です。

オレンジカフェ

主催：包括 窓口：介護長寿課

認知症の方やその家族、物忘れが気になる方等が気軽に集まってお茶を飲みながら談笑する場です。それぞれ、いろいろな形で行われており、専門職やボランティアの方に気軽に困りごとや心配事などを相談することもできます。

シニアほっと元気ステーションよりあ

主催：生活支援コーディネーター 窓口：社協

各地区の地域支え合い推進員(第2層生活支援コーディネーター)が、地域の状況に応じて開催するつながりづくりの場。開催回数や内容もそれぞれ異なります。

給食ボランティア

窓口：民生委員

地域でのボランティア活動のひとつとして、在宅の高齢者に手作りのお弁当を配り、孤立を防ぐ活動です。

住民型有償サービス

窓口：社協

「自分たちの住むまちを自分たちの手で住み続けられるようにしたい」という住民の思いを形にした、住民の支え合いによる生活支援サービスです。スタッフは、全て地域住民で、ボランティア活動している人、福祉の専門職として働いてきた人などいろいろな方がいますので、スタッフの状況により対応できる範囲もいろいろです。

地域運動教室

窓口：地域医療対策課

市と「中津市運動で健康づくり推進協議会」が協力して実施している運動教室です。有酸素運動やレクレーション、簡単なストレッチなどを行っています。市民の方どなたでも参加できます。

住民同士のつながりの場

サロン

小祝サロンひだまり

小祝老人憩の家
毎月第2日曜日

サロンはなみずき

南部まちなみ交流館
毎月第4金曜日

サロン南部

南部公民館
毎月第4火曜日

金谷貴船サロン

金谷貴船神社
社務所
毎月第3月曜日

週一体操教室

小祝元気体操クラブ

小祝老人憩の家
毎週金曜日

片端町倅会

片端町集会場
毎週水曜日

南部健康体操クラブ

南部公民館
毎週金曜日

かぼす体操くらぶ

南部まちなみ交流館
毎週火曜日

金谷貴船体操クラブ

金谷貴船神社社務所
毎週月曜日

オレンジカフェ

オレンジカフェむらかみ

南部まちなみ交流館

シニアほっと元気ステーションよりあ

諸町よりあ

まちなみ交流館
不定期

小祝よりあ

不定期
※訪問型・
集合型
いずれか

給食ボランティア

城下町

南部公民館
第2金曜昼配食

京町・新古博多町
・古魚町・片端町
・殿町・2.3丁目

えびすの会

南部まちなみ交流館
第3金曜昼配食

諸町・外馬場
・新魚町・東堀端
・江三竹・萱津

えみの会

小祝老人憩の家
第3木曜昼会配食

小祝・本町
・上方町・中島

さざ波会

小祝老人憩の家
第2木曜昼会食

小祝港町・新町
・中島一部

住民型有償サービス

南部さくらサービス

地域運動教室

すこやか体操南部 南部公民館
第3木曜日 10:00~11:30

住民同士のつながりの場

サロン

よねやまセルフサロン ふれ愛

米山老人憩の家

月1回

週一体操教室

蛸瀬あじさいクラブ

蛸瀬集会所(八坂神社境内)

毎週土曜日

米山めだか体操クラブ

米山老人憩の家

毎週金曜日

ゆきちげんきの会

北部公民館

毎週金曜日

さんさん体操クラブ

北部公民館

毎週水曜日

カメさん女性教室

※お問い合わせください

毎週水曜日

オレンジカフェ

オレンジカフェ心の駅

パンとカフェの店心の駅

住民型有償サービス

北部えがおサービス

地域運動教室

すこやか体操北部 北部公民館

第2.4金曜日 13:30~15:00

住民同士のつながりの場

サロン

地域サロン「福ろうの家」

福ろうの家

毎週火・金曜日

月曜サロンランチ会

毎月第2月曜日

週一体操教室

(休止中)

上宮永元気クラブ

市営上宮永住宅集会所

毎週木曜日

中殿健康クラブ

中殿貴船神社集会所

毎週火曜日

下宮永健やか体操クラブ

下宮永集会所

毎週火曜日

上宮永週一体操教室

豊田公民館

毎週木曜日

島田元気健康クラブ

明照寺

毎週火曜日

にじいろクラブ

ゆめタウン

毎週月曜日

オレンジカフェ

オレンジカフェなかつ

ふるかわメディカルクリニック

シニアほっと元気ステーションよりあ

豊田よりあ

(不定期)

給食ボランティア

福寿会

豊田公民館

第1水曜日夕配食

上宮永3丁目

3月にて解散予定

地域運動教室

フレッシュ体操豊田

豊田公民館

第3月曜日

13:30~15:00

住民同士のつながりの場

サロン

地域サロン「すずめの家」

すずめの家
毎週火・金曜日

地域サロンのじこ

沖代公民館
毎週木曜日

週一体操教室

沖代中ークラブ

まなびん館
毎週水曜日

オレンジカフェ

主催：沖代あさがおの会

オレンジカフェあさがお

公文式沖代教室

シニアほっと元気ステーションよりあ

沖代よりあ

すずめの家
不定期

身近な相談窓口「おしゃべりカフェ」

すずめの家
毎週月曜日

住民型有償サービス

沖代どんぐりサービス

地域運動教室

沖代健康づくり教室 沖代公民館
第2・4金曜日 10:00~11:30

住民同士のつながりの場

サロン

地域サロン「こまどりの家」

こまどりの家
毎週土曜日

サロン「百歳(ももとせ)」

さんくす事務所
毎週水曜日

週一体操教室

楠クスくらぶ

小楠コミュニティーセンター
毎週金曜日

一ツ松ニコニコ健康クラブ

一ツ松地区集会所
毎週金曜日

東大新田いきいき体操クラブ

東大新田集会所
毎週月曜日

西大新田いきいき健康クラブ

西大新田集会所
毎週月曜日

給食ボランティア

あやめ会
西大新田集会所
第2水曜 夕配食

西大新田

わらび会
東大新田集会所
第3木曜 夕配食

東大新田

ひがしはま
東浜集会所
第2金曜 夕配食

東浜

うしがみ
牛神集会所
第2木曜 昼会食

牛神1・2・3・4丁目

一ツ松
一ツ松集会所(絆)
第1木曜 夕配食

一ツ松

住民型有償サービス

小楠さんくすサービス

地域運動教室

小楠まんてん教室 小楠コミュニティーセンター
第4木曜日 13:30~15:00

住民同士のつながりの場

サロン

万田きずなの会

万田集会所

毎月第3土曜日

南高瀬スマイルサロン

南高瀬公民館

毎月第3土曜日

週一体操教室

(休止中)

高瀬太陽クラブ

鶴居文化センター

毎週金曜日

万田めじろん体操教室

万田貴船神社

毎週水曜日

上ノ原健康クラブ

上ノ原区民館

毎週火曜日

水郷三口クラブ

水郷三口公民館

毎週土曜日

東永添体操教室

東永添集会所

毎週水曜日

オレンジカフェ

主催：特別養護老人ホーム悠久の里

オレンジカフェ三歩

特別養護老人ホーム悠久の里

給食ボランティア

ねぎの会

鶴居

コミュニティーセンター

第4水曜 夕配食

湯屋・東・西・北

もみじ

鶴居

コミュニティーセンター

第4木曜 夕会食

上万田・中万田

下万田北

地域運動教室

鶴居元気いきいき教室

鶴居コミュニティーセンター

第3木曜日 13:30~15:00

ムラオ団地元気いきいき教室

ムラオ団地公民館

第1・3火曜日 13:30~15:00

住民同士のつながりの場

サロン

黒水ふれあいいいきいきサロン
黒水生活改善センター
月1回

大悟法いきいきサロン
大悟法老人憩の家
毎月第4金曜日

週一体操教室

中原のぞみ会週一体操教室
中原公民館
毎週月曜日

大悟法週一健康体操
大悟法老人憩の家
毎週金曜日

稲男健康体操クラブ
稲男集会所
毎週火曜日

大貞公園元気いきいき
週一体操教室
大幡コミュニティー
センター
毎週水曜日

ややま健康くらぶ
大幡コミュニティー
センター
毎週金曜日

八幡ほがらか健康クラブ
八幡町集会所
毎週水曜日

給食ボランティア

ひまわりの会
八幡町集会所
第2木曜 夕配食
八幡町

さくら
大貞公園集会所
第4水曜 夕配食
大貞公園

なのはな
古城町集会所
第2金曜 夕配食
古城町

住民型有償サービス

大幡まこもサービス

地域運動教室

大幡健康づくり教室
第2・4月曜日 13:30~15:00
ダイハツアリーナ

如水地区・校区別社会資源リスト (R8.3.1)

住民同士のつながりの場

サロン

地域サロン「つばめの家」

つばめの家
毎週月曜日

如水ふれ愛の会

如水公民館
毎月第3火曜日

週一体操教室

上如水団地健康クラブ

上如水団地集会所
毎週水曜日

如水めじろん体操

如水コミュニティーセンター
毎週金曜日

給食ボランティア

やまばと会
如水コミュニティーセンター
第3土曜 夕配食

下池永

あけぼの会
如水コミュニティーセンター
第2木曜 夕配食

上如水

住民型有償サービス

如水ふじの花サービス

地域運動教室

如水元気すこやか体操 如水コミュニティーセンター
第4月曜日 10:00~11:30

三保地区・校区別社会資源リスト (R8.3.1)

住民同士のつながりの場

サロン

北原グレープサロン

北原地区集会所

毎月第3水曜日

週一体操教室

(休止中)

黒川健康クラブ

黒川集会所

毎週土曜日

北原サンサン健康クラブ

北原地区生活改善センター

毎週水曜日

地域運動教室

三保健康づくり教室 三保交流センター

第1月曜日 10:00~11:30

和田地区・校区別社会資源リスト (R8.3.1)

住民同士のつながりの場

サロン

陽だまりサロン

田尻老人憩の家

毎月第4水曜日

諸田竹林元気クラブ

諸田区集会所

毎月第4木曜日

週一体操教室

諸田竹林元気クラブ

諸田区集会所

毎週木曜日

小路おげんきクラブ

小路地区集会所

毎週火曜日

陽だまり元気クラブ

田尻老人憩の家

毎週金曜日

給食ボランティア

なでしこ

田尻老人憩の家

第4土曜 昼配食

田尻上・中・下、新開

たんぽぽ

小路集会所

第3水曜 昼配食

和間・小路

地域運動教室

さわやか体操和田 和田コミュニティーセンター

第2木曜日 10:00~11:00

今津地区・校別社会資源リスト (R8.3.1)

住民同士のつながりの場

サロン

長寿生き生きお楽しみ会
今津コミュニティーセンター
毎月第1月曜日

ふれあいサロンあい☆いまづ
今津コミュニティーセンター
年3回

週一体操教室

植野健康クラブ
植野公民館
毎週木曜日

犬丸いきいきクラブ
犬丸集会所
毎週水曜日

いきいき停車場週一体操
今津コミュニティーセンター
毎週水曜日

野依健康体操
野依集会所
毎週木曜日

えびす元気いきいき週一体操
今津教室
今津区集会所
毎週木曜日

いきいき赤迫健康クラブ
赤迫集会所
毎週火曜日

オレンジカフェ

主催：さわらび(特別養護老人ホームさわらび) よりみち(一般社団法人こころのおと)

オレンジカフェさわらび
コミュニティーカフェさわらび

オレンジカフェよりみち
よりみちCafe

給食ボランティア

いちごの会
今津コミュニティー
センター
第3金曜夕配食
鍋島、停車場

シニアほっと元気ステーションよりあ

今津よりあ

不定期

※確認

住民型有償サービス

今津支え合い
サービスすみれ

地域運動教室

今津健康づくり教室 今津コミュニティーセンター
第4金曜日 10:00~11:00

住民同士のつながりの場

サロン

森山いきいきサロン
森山公民館
毎月第3水曜日

上秣いきいきサロン
上秣宮農研修センター
月1回

下秣いきいきサロン
下秣公民館
毎月第1月曜日

上深水いきいきサロン
上深水公民館
毎月第4水曜日

いきいきサロン上田口
上田口多目的集会所
毎月第4月曜日

下田口いきいきサロン
下田口集会所
毎月第3水曜日

諫山いきいきサロン
諫山公民館
毎月第2金曜日

いきいきサロン下深水
深水活性化センター
毎月第1月曜日

原口いきいきサロン
原口公民館
毎月第1火曜日

臼木いきいきサロン
臼木集会所
毎月第2火曜日

小袋いきいきサロン
小袋研修センター
毎月第4木曜日

西秣いきいきサロン
西秣集会所
毎月第1水曜日

土田いきいきサロン
土田公民館
毎月第3木曜日

成恒いきいきサロン
成恒集会所
毎月第2木曜日

佐知いきいきサロン
真坂活性化センター
毎月第2金曜日

オレンジカフェ

オレンジカフェ三光
三光コミュニティーセンター

ストリートオレンジカフェみなと
駐車場とテント配置が可能なスペースがある屋外

給食ボランティア

たけのこの会
三光コミュニティーセンター
第1月曜 夕配食

三光

住民型有償サービス

三光こすもすサービス

住民同士のつながりの場

週一体操教室

森山健康クラブ
森山地区多目的集会所
毎週火曜日

成恒健康クラブ
成恒集会所
毎週火曜日

上秣健康クラブ
上秣営農集団研修センター
毎週木曜日

うすぎ健康でいようクラブ
臼木多目的集会所
毎週木曜日

下秣いきいき健康クラブ
下秣公民館
毎週月曜日

土田長寿クラブ
土田公民館
毎週木曜日

下田口健康クラブ
下田口集会所
毎週水曜日

佐知元気クラブ
真坂活性化センター
毎週水曜日

西秣長寿バンザイ会
西秣公民館
毎週水曜日

ややまの里元気クラブ
上田口公民館
毎週月曜日

地域運動教室

三光元気の会 三光コミュニティーセンター
第2・4月曜日 9:30~11:30

住民同士のつながりの場

サロン

跡田元気か〜い
跡田多目的集会所
不定期

サロンなでしこ
東谷集会所
毎月15日

楽しみ会
多志田冠石野地区集会所
毎月第3金曜日

にこにこサロン下曾木
下曾木地区集会所
毎月第2日曜日

樋田悠游サロン
樋田公民館
毎月第4水曜日

週一体操教室

西谷下組にこにこ会
西谷下組生活改善
センター
毎週月曜日

東谷健康クラブ
東谷公民館
毎週水曜日

はちどり庵健康クラブ
樋田酒店 酒蔵
毎週木曜日

六所健康クラブ
六所センター
毎週水曜日

跡田元気か〜い
跡田住民集会所
毎週水曜日

上津健康クラブ
上津地区公民館
毎週火曜日

オレンジカフェ

主催：ほんやばけい・みなと(包括)・かえで(特別養護老人ホームかえて)

オレンジカフェ
ほんやばけい
開催月により異なる

オレンジカフェかえで
特別養護老人ホームかえで

ストリートオレンジカフェみなと
駐車場とテント配置が
可能なスペースがある屋外

住民型有償サービス

本耶馬溪ひまわりサービス

地域運動教室

ぜんかい健康教室 本耶馬溪公民館
第1・3金曜日 14:00~16:00

住民同士のつながりの場

サロン

伊福いきいき暮らそう会
伊福公民館
毎月第4土曜日

宮園楽しもう会
宮園公民館
毎週水曜日

島お楽しみ会
下郷公民館
月1回不定期

榎木よろうち
たのしむ会
榎木集落多目的集会所
毎月第3火曜日

長岩サロン
旧長岩小学校教室
不定期

サロンドヒオケ
樋山路中組公民館
毎月第3金曜日

不動岩いきいきサロン
深耶馬溪東多目的集会所
毎月第3水曜日

ほのぼの茶屋
月1回不定期

※確認

町丈サロン
町丈集会所
月1回不定期

ふれあいサロン
「かみとぼる」
上戸原生活改善センター
月1回土曜日

おしゃべりBAR
大野中央公民館
不定期

ふれあいサロン
「一ツ戸」
一ツ戸公民館
毎月第3水曜日

※確認

サロン「若宮」
上宮ノ馬場自治公民館
月1回不定期

柿坂サロン「なごみ」
柿坂自治公民館
毎月第3土曜日

だいだいクラブ
まーちゃん家
毎月第2水曜日

家籠ふれあいサロン
家籠生活改善センター
毎月第1月曜日

※確認

サロン中村
中村宮農研修センター
毎月第3日曜日

ノーソンサロン
津民地区公民館
毎月第2水曜日

サロン隋雲寺
隋雲寺公民館
毎月10日・30日

※確認

耶馬溪地区・校區別社会資源リスト (R8.3.1)

住民同士のつながりの場

週一体操教室

下郷楽しもう会
宮園地区公民館
毎週水曜日

若宮元気になろう会
上宮ノ馬場公民館
毎週火曜日

サロンドヒオケ
樋山路中組公民館
毎週木曜日

オレンジカフェ

オレンジカフェやばけい
開催月により異なる

ストリートオレンジカフェみなと
駐車場とテント配置が可能なスペースがある屋外

住民型有償サービス

耶馬溪たんぼぼサービス

シニアほっと元気ステーションよりあ

耶馬溪よりあ
不定期

地域運動教室

運動教室耶馬溪もみじの会 耶馬溪海洋センター
毎週木曜日 14:00~16:00

住民同士のつながりの場

サロン

平小野「コロナ」サロン
平小野改善センター
毎月第3火曜日

小屋川お楽しみ会
小屋川公民館
毎月第2・4金曜日

守実公民館元気
クラブ
主に守実公民館
毎月第3水曜日

市平あぜみちの会
市平地区集会
センター
毎月第1・3木曜日

春田ふれあいサロン
春田生活改善センター
毎月第3水曜日

大杉の会
庄屋村公民館
不定期

中摩ふれあいサロン
中摩コミュニティー
センター
不定期

殿畑の会
羽高・台・岩伏
改善センター
毎月第2金曜日

長尾野ふれあいサロン
長尾野公民館
毎月15日

たいしょう陣
旧溝部小学校
毎月第3土曜日

婦人警防藤野木
やすらぎ
成政公民館
毎月第3月曜日

槻木ふれあい
サロン
槻木交流センター
毎月第4水曜日

犬王丸ふれあい
サロン
犬王丸公民館
毎月第1火曜日

みさとサロン
宇曾集落センター
毎月第2金曜日

週一体操教室

朝陽健康クラブ
山国社会福祉センター
毎週月曜日

守実公民館健康クラブ
守実公民館
毎週金曜日

犬王丸いっちみろうかい
犬王丸公民館
毎週火曜日

山国地区・校区別社会資源リスト (R8.3.1)

住民同士のつながりの場

オレンジカフェ

オレンジカフェやまくに
山国社会福祉センター

ストリートオレンジカフェみなと
駐車場とテント配置が可能なスペース
がある屋外

シニアほっと元気ステーションよりあ

山国よりあ(孤食予防)
山国社会福祉センター
毎月1回月末

住民型有償サービス

やまくにつゆくさサービス

地域運動教室

ほたる元気の会 山国社会福祉センター
第2・4木曜日 13:30~15:30

中摩活き生き教室 犬王丸公民館
毎月最終火曜日 10:00~11:00

地域福祉ネットワーク協議会

・地域福祉ネットワーク協議会とは

『地域づくりに関わっている方や関心のある方などが、"誰もが住みやすい地域づくり"に向けて情報を共有したり、「地域に何が必要なのか」「自分たちにできることは何か」などを話し合う、住民が運営する場』のことで、中津市では小学校区～中学校区程度を生活圏域とし、現在8地区で協議会の取り組みが行われています。

協議会には主に、

- ①横のつながり（顔の見える関係）づくり
- ②情報共有
- ③地域への情報発信（啓発）
- ④地域福祉活動計画の推進

の4つの役割があります。市内8地区の協議会は、事務局会議や定例会の開催を基本として、情報紙の発行、研修会やイベントの開催など、それぞれの地区の特色を活かした形で運営されています。

南部地区地域福祉ネットワーク協議会

「ぼけっと」

北部地区地域福祉ネットワーク協議会

豊田地区地域福祉ネットワーク協議会

「生き活き・豊田」

沖代地区地域福祉ネットワーク協議会

「あいがも」

小楠地区地域福祉ネットワーク協議会

「OGUSU友愛2017」

今津地区地域福祉ネットワーク協議会

三光地区地域福祉ネットワーク協議会

「ふくしの里"やま"」

山国地区地域福祉ネットワーク協議会

「源流の郷やまくに福祉の会」

ふれ愛ネットワーク・見守りネットワーク

・ふれ愛ネットワーク・見守りネットワークとは

過疎・高齢化が進む地域における住民相互の支え合いの取り組みとして、地域の福祉課題を住民自身（自分自身）の課題として捉え、誰もが「住み慣れた街で安心して暮らせる」地域づくりを目的として行う、小地域での見守り・支え合い活動のことです。声かけ訪問や交流行事の実施、地区推進会議等を通じて、支え合う地域づくりを進めています。

本耶馬溪地区ふれ愛ネットワーク

(17地区)

耶馬溪地区見守りネットワーク

(12地区)

山国地区見守りネットワーク

(6地区)